

# 既成政党と闘ふ全く新しい政治勢力

昭和二十年八月十五日、大東亜戦争に敗北した日本は独立国家としての主権を失いました。アメリカを中心とする連合国は絶大なる武力を背景に天皇を中心とする伝統的諸価値を破壊し、日本人は民族としての誇りを奪はれました。

その後、サンフランシスコ講和条約が発効して形式的には独立を恢復し、焼け跡からの復興を果たして世界有数の経済大国となったものの、アメリカの軍事力抜きでは外敵から国を守ることはできず、それゆゑ政治的にもアメリカの顔色を窺ひ続けねばならぬ状況が続いてゐます。また、伝統的倫理が破壊された結果、利己主義が蔓延するに至りました。

その結果、同胞が拉致されても領土を奪はれても素知らぬ顔をし続け、父祖の名誉が辱められようとも他国の主張を唯々諾々と受け入れ、グローバル企業の利益を優先して国民生活が犠牲とされる国になり果ててしまひました。

皆さん、こんな国に夢を持てるでせうか！

こんな国にしてしまつた既成政党に希望を託せるでせうか！

下級武士が藩の枠を超へて江戸幕府を打倒し、近代化を実現した明治維新の先例に倣ひ、既成政党と利害関係を持たぬ一般国民が結集して敗戦により成立した政治的・社会的秩序の全面的変革を行ふ以外に日本が現在の情況から甦る途はありません。

祖先が嘗々と築いてきた伝統的諸価値に立ち返り、独立自尊の気概を恢復するため、あらゆる既成政党と闘ふ私たち維新政党新風に皆さんの力をお貸し下さい。

# 維新政党新風の政策

「歴史的伝統を踏まへて、

新たな憲法・皇室典範を制定します」

[4頁]

- ◆皇室典範を憲法と同等の法典とし、宮内省を復活します
- ◆男系（父系）による皇位継承の護持を図ります
- ◆皇室に対する不敬罪を復活します

「自主国防体制を確立し、

堂々たる外交を実現します」

[6頁]

- ◆国土防衛に全力を尽くし、漁船の安全操業を実現します
- ◆他国の干渉に屈することなく、戦没者の慰霊・顕彰を行います
- ◆史実に基づかない政府談話を破棄し、歴史の捏造に反撃します
- ◆毎日政策を採り続ける韓国との国交を断絶します
- ◆テロ国家北朝鮮に断固たる制裁を加えます
- ◆東アジアの平和を破壊する支那と徹底的に戦ひます
- ◆対等な日米関係を目指します
- ◆海洋アジア・中東アフリカ諸国との友好関係を深めます
- ◆国際連合の機構変更を要求します

「既得権益を打ち砕き、

一般国民の意思に基づく政治を実現します」

[22頁]

- ◆抜本的な国会改革を目指します
  - ◆首相公選制に反対します
  - ◆財政の健全化を図るとともに国家公務員の綱紀を粛正します
  - ◆政党法を制定し、政党の社会的責任を明確化します
  - ◆裁判員制度を廃止し、裁判官罷免制度を全面的に見直します
  - ◆地方自治体を健全化し、東京一極集中を是正します
- 「消費税の増税を凍結し、  
勤労努力が報はれる国民経済を確立します」

[28頁]

- ◆消費税の増税を凍結します
- ◆タックス・ヘイブンを利用した課税逃れを防止します
- ◆中小企業の税負担等を軽減し、下請け企業の権利を守る仕組みを構築します
- ◆先端技術の開発を支援し、国内産業を活性化します
- ◆デフレや円高を防ぐため、日本銀行に対する政府の監督を強めます

「国民の自覚を促し、

意欲を引き出す社会の実現を目指します」

[32頁]

- ◆各世代が助け合ふ家族の再生を後押しします
- ◆子を産み育てるといふ女性の特性を尊重し、経済的理由による人工妊娠中絶を禁止します

「外国人に対する優遇措置を廃し、

日本人の権利を守ります」

[16頁]

- ◆自衛隊に代へて国軍を創設します
- ◆国民皆兵制を採用し、国防教育を充実します
- ◆核兵器の保有に向けて努力します
- ◆武器開発に対する支援を強化し、輸出を促進します
- ◆特定秘密保護法を改正し、宣伝情報機関を創設します
- ◆公務員の国籍条項を堅持し、外国人参政権に反対します
- ◆生活保護給付や特別永住権の廃止など  
永住外国人に対する処遇を適正化します
- ◆永住資格付与の審査を厳格化し、  
帰化に際しては日本国家への忠誠を義務づけます
- ◆外国企業による企業買収を制限します
- ◆「脱法移民」の流入を許さず、日本国民の雇用を守ります
- ◆外国人による取得を制限するなど  
不動産取引に規制を設けます
- ◆自称「弱者・少数派」への批判を圧殺する  
ヘイトスピーチ法を廃止します

「我が国の伝統を守り、

青少年に適切な教育を提供します」

[38頁]

- ◆非正規労働者の就労環境を改善します
- ◆食料自給率の向上を目指し、農業に関する規制を緩和します
- ◆不正の温床となつてゐる生活保護制度を見直します
- ◆パチンコ店の営業を禁止します
- ◆違法薬物に対する処罰を厳格化します
- ◆公的文書における元号表記を義務化すると共に、  
祝祭日の正常化を目指します
- ◆公金の支出を受けてゐる全ての教育機関における  
国旗掲揚・国歌斉唱を義務化します
- ◆教育勅語の理念に基づく道徳教育を推進します
- ◆著しく簡素化された国語表記の一部を旧に復し、  
古典教育を充実します
- ◆自虐史観の横行を予防すべく、義務教育における  
歴史教科書を国定とします
- ◆教員の養成および採用の仕組みを抜本的に改めます
- ◆学力低下に歯止めを掛けるため、土曜日授業を復活します
- ◆若年層に多様な教育機会を与へ、  
大学の自助努力を促進します
- ◆不公平な奨学金制度を抜本的に改めます

# 歴史的伝統を踏まへて、 新たな憲法・皇室典範を制定します

国家の最高法規である憲法は主権国家の証しであり、その制定にあたって国家の自律的意思が発動されねばならぬことは国際的に認められてゐます。

にもかかはらず、大東亜戦争敗戦後の昭和二十二年五月三日に施行された現行憲法は、大日本帝国憲法の改正手続きを経て成立したといふ形式を採りながらも、実質的にはGHQの若手職員が二週間あまりで原案を作成し、銃剣によつて強制された翻訳憲法です。そこに、国家の自律的意思が働く余地は全くと云つて良いほどありませんでした。

本来、昭和二十七年四月二十八日のサンフランシスコ講和条約の発効により占領が終了した時点において、国家の自律的意思に基づいて主権国家に相応しい憲法を定めれば良かったのですが、当時の為政者たちが肝心な手続きを怠つた結果、占領下に制定された憲法が今日においても有効とされてゐます。

昨今、国際情勢の緊迫化などを背景として憲法改正の必要性が叫ばれてゐますが、この憲法制定過程に象徴される占領

政策の残滓を真正面から否定せぬ限り、わが国は永遠に主権を取り戻すことはできません。現実的に可能か否かといふ情勢論ではなく、主権国家の本質に立つた憲法論議が必要です。

また、現行憲法では天皇は日本国および日本国民統合の象徴とされ、内閣の助言と承認に基づく国事行為を行ふのみ規定されてゐますが、これは天皇の存在意義を矮小化するものと云はざるを得ません。国民の大多数は天皇こそ日本国を代表する御存在と考へてをり、国際的にも元首として認識されてゐます。かうした内外における諸実態に合はせ、憲法における天皇の規定は改正されるべきです。また、皇室典範なども適切な形に改められるべきではないでせうか。

**維新政党新風は、皇室を中心とする日本社会の実態に即した法秩序を確立するため、占領下に制定された現行の憲法・皇室典範に代はつて歴史的正当性を有する新たな憲法・皇室典範の制定を目指すとともに、皇室に関する諸法令の整備を行ひます。**

## 皇室典範を憲法と同等の法典とし、 宮内省を復活します

明治二十二年に制定された旧皇室典範は大日本帝国憲法と同等のものでとされてゐました。これは国家の統治者である天皇を権力闘争に巻き込まないといふ自立主義に基づくもので、皇室典範を頂点とする皇室令などの宮務法と帝国憲法を頂点とする民法・刑法などの政務法は厳密に区別されてゐたのです。また、宮務を所管する機関は宮内省として内閣から独立してをり、皇室典範を改正するときは国会ではなく皇族会議などの審議を経ることとされてゐました。

一方、占領下に制定された現行の皇室典範は日本国憲法の下位法とされ、その改正に際しては国会の議決が必要とされました。これは天皇を権力闘争に巻き込むものです。また、宮内省が廃止されて内閣の一機関としての宮内庁が設置された結果、他省庁から横滑りした官僚が宮内庁の主導権を握るようになりました。かうした官僚たちの中には、皇室令が廃

止され、皇室祭祀の法的根拠が存在しなくなつたことを利用して伝統的な皇室祭祀の簡略化を推し進める者もあまた。維新政党新風は、皇室の尊厳を守るため、内閣の一機関である宮内庁を内閣から独立した機関としての宮内省に改めると共に、皇室典範を憲法と同等の法典とするなど皇室法規の整備を図ります。

## 男系（父系）による 皇位継承の護持を図ります

皇位（天皇の位）は、初代天皇である神武天皇の血統を男系（父系）で受け継ぐ男子により継承することが原則とされてきました。古代を中心に女性の天皇も存在しましたが、その場合でも男系（父系）を辿れば神武天皇に行き着くといふ原則は護られました。昨今、男性皇族の減少に伴つて女性皇族にも継承資格を認めようとする動きがありますが、その配偶者が神武天皇の男系子孫でない場合、次世代において男系男子による継承といふ伝統が断絶してしまひます。

維新政党新風は、皇位継承における伝統を守るため、占領下に皇籍離脱を余儀なくされた旧皇族の末裔にあたる方々を皇族の養子に迎へられるやう関連法制の整備を図ります。

## 皇室に対する不敬罪の復活

敗戦前の刑法には、天皇をはじめ皇室に対する不敬行為を禁ずる規定が存在しました。この規定が占領下に削除された結果、今や皇室に対する聞くに堪えない言動が横行してゐます。

天皇や皇族の御発言には制約があり、御自身に対する論評が事実無根のものであつても十分な反論を行ふことができぬ以上、「言論の自由」を口実とする罵詈雑言は許されません。

維新政党新風は、天皇をはじめ皇室に対する悪意に満ちた言動を規制するため、刑法から削除された不敬罪に関する規定の復活を行ひます。

# 自主国防体制を確立し、堂々たる外交を実現します

日本は、永きにわたり敗戦後遺症に苦しんでゐます。第二次世界大戦後の世界秩序を取り決めたヤルタ協定に基づいて奪はれた南樺太および千島列島を取り戻すことはおろか、ポツダム宣言を踏まへて制定された日本国憲法により主権国家であれば保有が認められて然るべき戦力が奪はれました。その上、サンフランシスコ講和条約と引き換への形で締結された日米安全保障条約により外国の軍隊が駐留してゐます。このような状況で独立主権国家と云へるでせうか。

世界の恒久平和は人類の究極的理想ですが、北東アジアの現状は逆に向かつて進みつつあるやうです。支那は既に我が国を従属下におくべく画策をしてゐます。北朝鮮は日本人同胞を拉致するといふ極悪非道な犯罪に対して謝罪をするどころか、日本全域を射程に捉へた核ミサイルで我が国を恫喝してゐます。ロシアは不法に北方領土を占領したまま返還すしやうともせず、韓国も竹島を占領するだけでなく反日宣伝を続けてゐます。日本国憲法前文の云ふ「諸国民の公正と信義」

## 国土防衛に全力を尽くし、漁船の安全操業を実現します

大東亜戦争末期、ソ連は日ソ中立条約を破棄して我が国の領土であつた千島列島と南樺太を侵略し、ソ連崩壊後は今日に至るまでロシアが占領してゐます。我が国はサンフランシスコ講和条約において同地域の領有権を放棄しましたが、この条約にソ連は調印してをらず、その継承国であるロシアが領有する国際法上の根拠はありません。

千島列島のうち「北方四島」とされる国後島・択捉島・色丹島・歯舞群島は江戸時代末期に結ばれた日露和親条約で我が国の領土とされ、得撫島以北についても明治八年に結ばれた千島・樺太交換条約で我が国に編入されました。また、樺太についても日露和親条約により日本とロシアの共同統治領とされ、千島・樺太交換条約により領有権を放棄しましたが、日露戦争の講和条約である明治三十八年のポーツマス条約で北緯五十度以南の領有権を割譲されました。

など存在しないのです。このような悪意に満ちた隣国に対して国連は何もできぬ以上、自分の国は自分で守らねばなりません。日本国憲法を改正して軍隊を保有し、核武装など戦力の増強を図ることが必要です。

**維新政党新風は、ヤルタ・ポツダム・サンフランシスコ体制とも云ふべき戦後の国際秩序を克服して日本の独立を恢復するため、他国からの不当な内政干渉を排し、自主防衛体制を構築します。**

つまり、南樺太および千島列島は不法な侵略によつてではなく合法的に我が国が領有権を得たものであり、北方領土は弱腰と云はざるを得ません。

サンフランシスコ講和条約発効直前の昭和二十七年一月、韓国は一方的に李承晩ラインを設定し、竹島を侵略しました。韓国は日本人漁民を抑留するばかりか殺傷し、海上保安庁の巡視船に攻撃を行ふなどして今日に至るまで占領し続けてゐます。

竹島は無人島ですが、江戸時代から日本人が渡航してゐたことは古文書に知られてゐます。一方、同時代の韓国人が竹島に渡航してゐた証拠はないばかりか、古地図にさへ記録されてゐません。日本は明治三十八年一月に竹島を領土として編入しましたが、当時の大韓帝国は抗議してゐないのです。

このやうに竹島は一貫して日本の領土であつたにもかかわらず、日本の防衛体制が整つてゐない隙を突かれて韓国に奪はれてしまつたのです。いくら共産圏に

対抗する必要性があつたにせよ、かうした卑劣な侵略国家である韓国と友好を図つてきた歴代内閣の責任は重大です。

平成二十二年九月七日、支那の漁船が尖閣諸島沖の領海を侵犯したあげく、海上保安庁の巡視船に体当たりするといふ事件が発生しました。その後、現在に至るまで支那の漁船や漁業監視船などは領海侵犯や排他的経済水域における無許可活動を日常的に行つてゐます。

尖閣諸島は古くから琉球王国に属するとされ、明治二十八年一月に日本が正式に編入しました。これに対して当時の清国は抗議してをらず、同年四月に結ばれた日清戦争の講和条約である下関条約でも言及されてゐません。その後、沖繩の施政権がアメリカから返還された昭和四十七年の少し前から、支那や台湾が尖閣諸島の領有権を主張するようになりました。尖閣諸島沖の海底に油田が存在するかもしれないといふ調査結果が出た直後のことであり、両国が石油資源を目当てにしてゐるとことは明白です。

かうした動きに対しては拿捕や撃沈な

どの断乎たる対応を採るべきであり、それを怠ると尖閣諸島のみならず沖ノ鳥島や小笠原諸島など離島の周辺海域における漁船の安全操業に重大な支障が出かねません。

**維新政党新風は、日本の領土を不法に占領してゐるロシア・韓国に対して有形無形の圧力を加へると共に、尖閣諸島など離島周辺海域における領海侵犯行為などを強制的に排除できるやう海上保安庁の機能強化を目指します。**

### 他国の干渉に屈することなく、戦没者の慰霊・顕彰を行います

大東亜戦争では約二百三十万人の軍人・軍属が戦死し、約八十万人の民間人が犠牲となりました。政府は全国戦没者追悼式を日本武道館で毎年八月十五日に開催してゐますが、それだけで十分でせうか。

せめて戦没者の遺骨を祖国に迎へたいと思ひますが、沖縄や硫黄島など国内の激戦地における遺骨収集も終はつてゐません。けれども、英霊を慰霊・顕彰する施設は靖國神社のほかになく、天皇や首相の靖國神社参拝が続けられてきたのです。キリスト教徒の首相が神道式で参拝を行った事例もあり、靖國神社は個人の信仰と無理なく共存してゐました。

**史実に基づかない政府談話を破棄し、歴史の捏造に反撃します**

安倍首相は平成二十七年八月十四日に発表した談話において、「あの戦争には何ら関わりがない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負はせてはなりません」と述べる一方、歴代内閣の立場を継承すると明言しました。このような曖昧な談話で謝罪外交に終止符を打てるでせうか。教科書検定において支那・韓国の立場に配慮するとした宮澤喜一官房長官の談話、いはゆる「従軍慰安婦」に関して日本軍の関与を認めた河野官房長官の談話、日本の侵略と植民地支配について謝罪した村山首相の談話を明確に否定することが必要です。加へて、いはゆる「南京事件」や「従軍慰安婦」に関して支那や韓国が行つてゐる国際的な虚偽宣伝に対し、政府として反論すべきです。

てゐません。また、海外における戦没者の遺骨収集事業は困難を極めてゐます。海外における戦没者約二百四十万柱のうち、現時点において回収できたのは約百二十五万柱に過ぎません。残り百十五万柱は海底や密林の中など回収が困難な場所存在すると見られる上に当該国の事情などもあります。国家の責務として遺骨収集に力を尽くすべきではないでせうか。とりわけ、国際法に反するシベリア抑留者の遺骨については、ロシア政府が責任を持つて収集・返還するよう強く要求すべきです。

また、戦死した軍人・軍属を祖国のために一命を捧げた英霊として顕彰することも重要です。明治時代から大東亜戦争敗戦に至るまで、英霊に対する公式の慰霊・顕彰は靖國神社で行はれてきました。敗戦後も靖國神社は存続しましたが、日本国憲法の政教分離原則に反するとして政府の関与は否定されます。その後、靖國神社の国家護持を目指す法案が国会で審議されたものの、今日まで成立に至つてゐません。けれども、英霊を慰霊・顕彰する施設は靖國神社のほかになく、天皇や首相の靖國神社参拝が続けられてきたのです。キリスト教徒の首相が神道式で参拝を行った事例もあり、靖國神社は個人の信仰と無理なく共存してゐました。

**維新政党新風は、日本の名譽を守るため、宮澤談話・河野談話・村山談話を破棄し、支那や韓国による歴史の捏造と徹底的に戦ひます。**

日本と韓国は昭和四十年に日韓基本条約を締結し、それを踏まえて関連協定を取り決めましたが、その際に日本は譲歩を強ひられました。第一に、明治四十三年から昭和二十年に至る日本の朝鮮半島統治が全否定され、約十一億ドルを無償資金および借款の形で日本が韓国に支援する一方、朝鮮半島に遺した五十三億ドルにのぼる日本の資産を全て放棄させられた点。第二に、竹島の領有権問題を棚上げした点。第三に、在日韓国人に対して他の在留外国人に認められてゐない特権を与へた点。これらの譲歩は東西冷戦の下で韓国を北朝鮮と対峙する反共の最前線と考へた

彰する施設は靖國神社のほかになく、天皇や首相の靖國神社参拝が続けられてきたのです。キリスト教徒の首相が神道式で参拝を行った事例もあり、靖國神社は個人の信仰と無理なく共存してゐました。

昭和六十年八月十五日に行はれた中曾根康弘首相の参拝を契機として、首相の靖國神社参拝が国際問題化します。靖國神社には東條英機元首相を始め極東国際軍事裁判（東京裁判）における「A級戦犯」が祀られてをり、そこに首相が参拝することは日本の侵略を美化することに繋がると支那が主張し始めたのです。いはゆる「A級戦犯」は、日本を勝利に導き得なかつた責任者ですが、一方的な「勝者の裁き」により生命を奪はれた殉難者でもあります。さうした複合的な視点に立つて慰霊・顕彰を図ることに関し、他国から文句を云はれる筋合ひはありません。

**維新政党新風は、戦没者の遺骨収集を推進すると共に、国民を代表する首相の靖國神社公式参拝、さらには国家の統治**

ゆゑに行はれたものですが、東西冷戦の終結に伴つて韓国がソ連や支那と国交を樹立すると、その必要性はなくなりました。その上、現在の韓国では北朝鮮のシンパが力を持ち、支那と一緒に世界で反日活動を展開してゐます。このような姿勢を韓国がとり続ける限り、韓国との国交を保ち続ける理由は何もありません。

**維新政党新風は、侮日政策を採り続ける韓国との国交を断絶します。**

### テロ国家北朝鮮に徹底的な制裁を加へます

北朝鮮は戦後の早い時期から多くの日本人を拉致してきました。政府の認定してゐる拉致被害者は十七名に過ぎませんが、実際には数百人に及ぶとされてゐます。そのうち、北朝鮮が拉致を認めて帰国に至つたのは僅か五名、今なほ多くの同胞が遠く異国の地で救出を待つてゐます。これは人権侵害であると同時に、れつきとした侵略行為です。加へて、北朝

鮮は核兵器や日本全土を射程に入れたミサイルを開発してゐます。このやうな北朝鮮に対して歴代政府は経済制裁を続けてゐますが、十分な成果を上げてゐるとは云へません。

さうした北朝鮮の行動を支へてゐるのが朝鮮総連です。朝鮮総連は系列の金融機関を通じて北朝鮮に資金を不正送金するだけでなく、日本人拉致の実行に関与してゐます。にもかかわらず、地方自治体の多くは「外交機関に準ずる」といふ解釈に基づいて固定資産税などを減免してきました。これは、テロ組織・朝鮮総連を間接的に支援してゐることと同じです。

**維新政党新風は、日本人に対するテロを続ける北朝鮮に対して自衛権に基づいて武力を発動すると共に、北朝鮮の対日工作機関たる朝鮮総連に破壊活動防止法を適用して解散を命じます。**

### 東アジアの平和を破壊する支那と徹底的に戦ひます

行ひ、多くの民間企業が生産コストの安さと人口の多さに目が眩んで莫大な投資・進出を行ひました。進出した企業の大半は支那の顔色を窺ひ、中には戦時における不法行為を認めて多額の賠償金を払ふ企業もあります。政府開発援助を即時ストップすることは云ふまでもなく、支那から撤退する企業には支援を行ふなど将来的な経済封鎖に向けた取り組みを推進せねばなりません。

**維新政党新風は、支那の覇権主義に苦しむ諸民族と連帯し、あらゆる手段を尽して、東アジアの平和を破壊する支那と徹底的に戦ひます。**

### 対等な日米関係を目指します

サンフランシスコ講和条約の規定に基づいて昭和二十六年に日米安全保障条約が締結され、日本国憲法により戦力を持つことの許されぬ日本の代はりに今日に至るまでアメリカ軍が日本防衛の義務を負つてゐます。

とは云へ、大東亜戦争の敗戦国たる日

支那の人口は約十三億人とされませんが、戸籍に登録されてゐない者を含めると十五億人を超えるとも云はれてゐます。その九割強は漢民族ですが、残り一割は「少数民族」と呼ばれる人たちです。支那には五十五の「少数民族」が存在します。「少数」とされてゐますが、ウイグル人は千万人強、チベット人は六百万人強、モンゴル人は六百万人弱と、決して「少数」ではありません。さらに、これら少数民族の生活圏は支那全土の六割以上に及びます。その領域内には原油や希少金属が埋蔵されてをり、十分に独立国家を形成・運営することができるのです。

にもかかわらず、漢民族による侵略により彼らは自由と平和を奪われてゐます。漢民族はチベット仏教やイスラム教など伝統的な信仰を奪ひ、北京語を強要しました。また、何度も核実験を行ひ、多くのウイグル人が被曝しました。かうした不当な扱ひに抗議すると、テロリストと見なされて厳しい拷問を受けるのです。このやうな支那の非道な行為を許し

本と戦勝国たるアメリカとの関係は一筋縄ではいきません。大東亜戦争において、アメリカ軍は広島や長崎に非人道的な原子爆弾を投下したのみならず、東京など都市に対する無差別爆撃、サイパンや沖縄における地上戦により多くの市民を殺戮しました。その上、敗戦後に連合軍の中心部隊として日本各地を占領したアメリカ軍は慰安所を設置するやう日本政府に要求したと伝えられました。

昭和三十五年の改正により、集団的自衛権を前提として日米双方が日本および極東の平和と安定に協力するといふ双務的なものとなりましたが、今なほ日米関係は対等なものとは云へません。日米地位協定により日本国内で罪を犯したアメリカ軍人に対する警察・裁判権には制約が設けられ、日本国民の権利が侵害されてゐる事例は少なくありません。また、沖縄をはじめとする全国各地に広大なアメリカ軍の基地が存在するだけでなく、首都圏の上空に広大なアメリカ軍の管制空域が残存してゐるため民間航空機が遠回りを余儀なくされてゐます。さらに、

て良いのでせうか。これら被圧民族に対する支援を政府として行ふべきです。支那の覇権主義は止まるところを知りません。南シナ海に浮かぶ島々の多くを占領して要塞化するだけでなく、約七十年間にわたつて独立国として存在し、民主的な手続きによつて政治がなされてゐる台湾の併合を狙つてゐます。さらに、東シナ海における日本の経済水域内で海底油田の開発を行ふばかりか、尖閣諸島に対する領土的野心を隠さうともしません。もし、これらの諸地域が支那の勢力圏に入つた暁には、日本の海上輸送路が支那の支配下に置かれるだけでなく、支那による沖縄占領も時間の問題となるでせう。その上、日本の各都市に向けた核ミサイルを配備してゐます。こんな国と友好関係を結べるでせうか。私たちは利害を共にする海洋アジアの国々と連帯し、支那の軍事的圧力を跳ね返さねばなりません。

そもそも、ここまで支那を増長させたのは日本の責任です。私たちの血税から約三兆六千億円にも及ぶ政府開発援助をアメリカ軍と自衛隊の武器が共通化され、自衛隊はアメリカ軍の補助兵力のやうな存在と化してゐます。加へて、アメリカに安全保障を全面依存した結果、貿易交渉や構造改革協議などにおいて譲歩を余儀なくされてゐます。

かうした独立国とは云ひ難い状況を日本人が受け入れて来たのは、偏へにソ連の脅威が存在したからでした。東西冷戦終結後、ソ連に代はつて支那が擡頭する一方、アメリカの国力は衰へつつあります。アメリカが日本を抜きにして支那と手を組む可能性すら皆無ではありません。日本はアメリカに全面依存するのではなく、対等な同盟関係を結ばねばなりません。

独立国である以上、自分の国は自分で守るのは当然のことであり、なほ足らざる部分を同盟で補ふのが筋です。自前の軍備を整へ、アメリカ軍基地を縮小していかねばなりません。また、アメリカの軍事的行動に協力するか否かも主体的に判断すべきです。

**維新政党新風は、国際情勢の変化を踏**

まえ、安全保障におけるアメリカ全面依存を改めて独立国家どうしの対等な日米関係を目指します。

## 海洋アジア・中東アフリカ諸国との友好関係を深めます

日本は国内資源に乏しく、多くの原材料を海外からの輸入に頼つてゐます。原油は中東のイスラム諸国から、鉄鉱石はオーストラリアやブラジルから、先端産業を支へる希少金属はアフリカ諸国からの輸入が大半を占めてゐます。これらのうち一つでも輸入が途絶したならば、日本の工業生産は瞬く間に壊滅します。

かうした事態を招かぬためにも、これらの各国、さらには資源を日本に輸送する海上ルートにあたる国々とも友好を深める必要があります。海洋アジア・中東アフリカ諸国の中には政情不安定や貧困などの問題を抱へてゐる国も少なからずあり、正しい情報に基づき、ODAなどを活用した柔軟かつ多様なアプローチが求められます。

維新政党新風は、日本の産業を支へる観点から、アジア太平洋・中東アフリカ諸国との積極的な交流を推進します。

## 国際連合の機構改変を要求します

国際連合が第二次世界大戦後の世界において大きな役割を果たしてきたことは事実ですが、その英訳が《United Nations》であることから分かる通り、第二次世界大戦に勝利した「連合国」を基にする組織です。そのため、「枢軸国」の一員として「連合国」に敗れた日本は未だに「旧敵国」とされ、旧「連合国」と紛争が生じた際には軍事制裁の対象となることが定められてゐます。

第二次世界大戦の終結から七十年も経過し、国連分担金として全体の割合以上を負担してゐるにもかかわらず、かうした扱ひを受けることは不当としか云ひやうがありません。その上、尖閣諸島近海において支那と軍事的衝突が起こつた場合、この条項が支那に悪用される危険性があります。

の性格付けは曖昧にされてきました。

海外への部隊派遣が実現し、緊急事態や集団的自衛権行使における法整備も進められてきましたが、先に述べた現行憲法の規定が存在する限りは自衛隊が潜在的能力を十分に発揮することは困難と云はざるを得ず、国軍の再建は急務です。

ただ、自衛隊が国軍と改称されたとすることで、「何から何を守るのか」が明確にされぬままでは、国軍が政権与党の道具に墮してしまひます。国軍が守るべきは与党のみならず、野党も含めた天皇を戴く国民共同体です。従つて、国軍の再建に際しては、権力闘争から超越した存在である天皇が国軍の統帥権を保有され、国軍は天皇から栄誉を受けるといふ原理を確立する必要があります。もちろん、これは天皇が国軍の指揮を行ふことを意味したり、天皇の名による国軍の政治介入を是認したりといふものではありません。実際には、政治優位（シヴィリアン・コントロール）の原則に基づき、指揮権を委任された内閣総理大臣が国軍に出動命令を下し、国軍の行動に関する責任は

内閣総理大臣が負ふこととなります。

なほ、敵により生命を奪はれたり、敵の生命を奪つたする可能性がある国軍においては、一般の刑法と異なる軍法が必要となります。また、万が一にも殉職・戦死者が出た場合に備へて国家補償制度を創設しておくべきです。さらには、治安が悪化して警察では対応できぬ場合に備へ、国軍が軍法に基づいて治安維持を担当することを可能とする法令（戒厳令）を定めておかねばなりません。

**維新政党新風は、国際的なテロ組織の活動が活発化し、周辺諸国が反日姿勢を強める状況を踏まえ、憲法を改正して国軍を創設して周辺法令の整備を急ぎます。**

## 国民皆兵制を採用し、国防教育を充実します

自らの属する国家が存亡の危機に直面した場合、その防衛に全力を尽くすのは国民としての義務である以上、男女を問はず国民皆兵であるべきです。ただ、経

また、安全保障理事会の改革も急務です。現在、常任理事国であるアメリカ・ロシア・イギリス・フランス・支那には拒否権が与へられてゐます。これらの国は全て旧「連合国」の流れを汲む国であり、日本やドイツなど旧「枢軸国」、インドをはじめとする旧植民地の意思は実質的に排除されてゐるのです。特定の国家ばかりが特権を享受する現状は改められねばなりません。

**維新政党新風は、より公正で開かれた国際連合を目指し、旧敵国条項の撤廃と安全保障理事会の抜本的改革に向けた国際的働き掛けを行います。**

## 自衛隊に代へて国軍を創設します

現行憲法は国際紛争を解決する手段として戦争を放棄すること、加へて前記の目的を達するために戦力の不保持と交戦権の否認を定めてゐます。とは云へ、国家が自衛の権利を有することは当然のことであり、実際には陸海空の自衛隊が存在するものの、憲法の規定ゆゑに自衛隊

費の問題もあり、平時においては現在と同じく志願兵制度を維持します。それ以外の国民は予備役としての訓練を定期的に受けることとしますが、非軍事分野におけるボランティア活動で代替する余地も設けます。なほ、予備役訓練などで仕事を休業することに伴ふ補償制度も整備します。

国防において最も重要なのは教育です。いくら制度が整つても、一致団結して日本を守り抜かうといふ決意と能力が国民になければ、日本は滅亡してしまひます。そのため、義務教育で国防教育および団体訓練を徹底したり、国立大学に安全保障や国防学に関する講座の開設を義務付けたりなど、国民一人ひとりの国防意識を喚起し、団結力を涵養します。

**維新政党新風は、官民が一致団結して日本を守る体制を築くため、兵役制度の改革や国防教育の充実に全力を尽くします。**

## 核兵器の保有に向けて努力します

日本は広島・長崎と二度にわたって核兵器による攻撃を受けました。核兵器により蒙る被害は甚大であり、究極的には廃絶が理想です。けれども、現実には日本も批准してゐるNPT（核拡散防止条約）ではアメリカ・ロシア・イギリス・フランス・支那にのみ核兵器保有が認められてゐます。加へて、NPT非加盟国のインド・パキスタン・北朝鮮・イスラエルも核兵器を保有してゐます。一部のみが核兵器を保有してゐるといふ現状は不公平と云はざるを得ません。

なぜ、これらの諸国は核兵器を廃絶しないのでせうか。自国のみ核兵器を廃絶すると、核兵器保有国に抵抗する術を失つて屈服するよりほかなくなるからです。核兵器を無力化する技術が存在しない現時点において、核兵器による攻撃を阻止するには相手国に核兵器で報復する備へをするしかありません。ロシア・支那・北朝鮮といふ敵対的な核兵器保有国に囲まれた日本が屈服せずに来られたの

は、アメリカが「核の傘」を提供してゐたからです。そのやうな「大きな借り」がアメリカに対して存在する限り、日本はアメリカの顔色を常に窺ひ続けねばなりません。その上、アメリカの国力に翳りが見える今日、いつまで「核の傘」が提供されるか定かではありません。日本は独自の核兵器を保有し、敵対的な核兵器保有国と対峙することを視野に入れねばなりません。

いはゆる「非核三原則」は閣議決定に過ぎず、現行憲法も自衛目的の核兵器保有を禁ずるものではないと内閣法制局長官は答弁してゐます。日本の技術力を以てすれば、核兵器開発したいは容易です。

**維新政党新風は、NPTの改正を国際社会に働きかけるなど核兵器保有に向けた取り組みを行います。**

### 武器開発に対する支援を強化し、輸出を促進します

現在、日本は戦車・護衛艦・潜水艦を国内で開発・製造してをり、その性能は

をもたらしかねません。特定秘密保護法は制定されましたが、スパイ行為に対する最高刑は懲役十年と軽すぎます。

また、虚偽の情報を国際的に広めることで他国を攪乱することも行はれてゐます。支那や韓国は、日本の国際的イメージを悪化させるべく、いはゆる「南京事件」や「従軍慰安婦」について、映画や書籍など様々な手段を用ひてデマ宣伝を繰り返してゐます。「嘘も百回言へば真実となる」といふ言葉の通り、支那や韓国の云ひ分を信じ込んでゐる人は少なくないのです。日本の一部民間有志が史実に基づいて反論してゐますが、第二次世界大戦の敗戦国といふ立場もあつて理解を得にくいのが現実であり、政府として強力に主張する施策が必要です。

中傷に反論するだけでなく、日本の素晴らしさを世界に発信していくことも必要です。建国以来二千六百有余年、一度たりとも革命が起らなかつた日本には皇室を中心とする豊かな文化的蓄積が存在し、それらは国際的に高い評価を受けてゐます。そもそも、文化とは「文ニヨリ

路がなく、製造量も限られてゐました。その結果、製造コストは下がらず、技術もガラパゴス化して国際的な需要に対応できません。このままでは、日本国内で武器を開発・製造し続けることが困難となります。輸出を視野に入れた武器の開発に対し、政府の積極的な支援が必要であります。

**維新政党新風は、安価で高性能な武器を国内で開発・製造できるやう、武器の輸出を促進すると共に、開発に対する支援を強化します。**

### 特定秘密保護法を改正し、宣伝情報機関を創設します

現代社会における戦ひは武器を用ひたものとは限りません。インターネット空間においては、敵対勢力や愉快犯による機密データの盗み出しは日常茶飯事です。また、ハニートラップや賄賂により特定の人を籠絡し、機密情報を得るといふ手法も健在です。かうして盗み出された機密の流出は、国民生活に多大な影響

国際的にも高く評価されてゐますが、戦闘機については外国企業のライセンスを購入して日本国内で製造してゐる状態です。また、最新鋭の護衛艦に搭載されてゐる攻撃システムはアメリカから完成品を購入したものです。

けれども、国家を防衛するために必要な武器などを他国に依存することは手の内を自ら明かすやうなものであり、それら全てを自国で開発・製造することが理想です。それが無理だとしても、現状のように完成品やライセンスを購入するのではなく、国際共同開発の中で主体性を発揮していかねばなりません。

国内における開発・製造を強化するに際しては解決すべき課題があります。日本には国営の軍需工場がないため、民間の防衛産業から武器や関連装備品を購入してゐます。かうした装備品は、その特殊性ゆゑに製造コストが高くなりがちです。コストを下げるためには販路の拡大が必要ですが、平成二十六年四月まで「武器輸出三原則」により武器輸出が実質的に禁止されてゐたため、自衛隊以外に販

テ化ス」といふ意味であり、かうしたソフトパワーを通じて世界の恒久平和を実現することが大切です。日本文化を国際的に正しく理解して貰ふための取組みを政府が責任を持つて推進すべきです。

**維新政党新風は、情報戦が熾烈さを増す今日、スパイ行為に対する罰則を強化し、日本の国際的名誉を守るための宣伝情報機関を創設します。**



# 外国人に対する優遇措置を廃し、日本人の権利を守ります

我が国は、古来より一つの言語、一つの文化、一つの文明によつて統一された民族国家です。我が国を取り巻く海は、時に外敵から守り、時に新しい文化や知識をもたらしてくれました。もちろん、外国との人的交流はありましたが、大量の異民族の流入や価値観を大きく異にする宗教の浸透はなく、今日に至るまで民族国家としての一貫性を保つてきました。これが日本の安定と発展の基礎となつてきたのです。

昨今、経済活動のグローバル化に伴つて外国との交流が活発化する中で、外国企業による日本企業買収や外国人による不動産購入が進んでゐます。これらは自由な経済活動の結果ですが、安全保障上の問題を引き起こしかねません。加へて、労働人口の減少を補うために移民の受け入れを求める声が財界などから上がつてゐますが、その子弟に対する教育や高齢化した後の福祉に必要なコストは考慮されてゐないのです。また、文化や生活習慣の相違から様々なトラブルが発生する危険性もあります。

## 公務員の国籍条項を堅持し、外国人参政権に反対します

国家および地方自治体の公務員は公権力の執行を日本国民から負託され、その給与は公費から支払はれます。グローバル化の進展に伴つて外国籍の住人が増えたことなどもあり、外国人を公務員として採用してゐる地方自治体も存在しますが、彼らは日本国と命運を共にする義務を持たぬ「客人」であつて、各種行政サービス単なる受け手に過ぎません。さうである以上、外国人に公権力の執行を委ねる訳にはいかず、公務員就任資格は日本国民に限るべきです。

国会議員および地方議員の選挙権および被選挙権に加へ、リコールなどの直接請求権や国民（住民）投票権を含む参政権全般についても同様のことが云へます。公権力の執行者である議員に就任することは云ふまでもなく、そのやうな権限を有する議員の選挙やリコールに関与したり、国民（住民）投票で一票を行使したりする権利も日本国民に限るべき

現に、ヨーロッパ諸国では、中東やアフリカから働き手や難民として大量の移民を受け入れた結果、各国で治安崩壊・宗教摩擦・雇用悪化など修復し難い深刻な社会問題が生じてゐるのです。また、わが国においても戦後処理の過程で生まれた特別永住制度が残存するなど在日韓国・朝鮮人などに対する特別扱ひが現在も続き、パチンコ店の収益が北朝鮮に送金されるなど日本国民が間接的に損害を被つてゐるといふ現実が存在します。

**維新政党新風は、日本国家の独自性を守る見地から、労働力が足りないからと言つて外国人を安易に受け入れるのではなく、家族制度の再生や墮胎の制限などによる人口増加を実現します。**

ではないでせうか。これは決して外国人に対する差別ではなく、日本国と命運を共にする日本国民が有する正当な権利です。もし、公務員に就職したり、参政権を行使したりしたのであれば、日本国に帰化して日本国民としての義務を果たせば良いのであつて、外国籍を有したまま日本国民と同等の権利を主張することこそ道理に合ひません。

現在の法制度では、帰化が認められると即座に被選挙権が付与されます。けれども、それは不法な手段を講じて帰化したり、外国政府の意を受けて帰化した外国人に権力行使の機会を無条件で与へるものであり、治安維持や安全保障の観点から認めるべきではありません。移民の国として知られるアメリカでさへ、国籍を取得してから一定の期間が経過しなければ連邦議会議員の被選挙権は与へられず、大統領の被選挙権は生まれながらのアメリカ国民で十四年以上国内に居住してゐなければ与へられないのです。民族国家である日本の被選挙権が移民国家よりも緩やかでは国の形を保てませ

ん。被選挙権は帰化した二世、三世から付与することとし、加へて立候補にあつては帰化人の子孫であるといふ事実を公表するやう、法制度を改めます。

**維新政党新風は、日本国民の権利を守るため、公務員の国籍条項を堅持し、外国人参政権に反対します。**

**生活保護給付や特別永住権の廃止など永住外国人に対する処遇を適正化します**

人権は全ての人間に対して認められるべきですが、それを具体的に保障するのは国家です。永住権を有し、いくら日本社会に定着してゐやうとも外国人は「客人」であり、日本国家に忠誠を尽くす義務を持ちません。それゆゑ、野放図に外国人に国民と同等の権利を認めることは日本国民に対する逆差別となります。

にもかかはらず、多くの外国人が生活保護の対象となつてをり、その総額は一二〇〇億円にも上ります。これは昭和二十九年の厚生省社会局長（当時）によ

る通達を根拠としてをり、法的根拠はありません。確かに、基本的人権の一つとして「文化的最低限度の生活」を保障することは大切ですが、その運用にあたっては自国民が優先されるべきであり、国や地方自治体の財政状況に余裕がない今日、外国人に対する生活保護を無理して行ふ必要はありません。

その上、永住権を有する外国人の中でも、韓国・北朝鮮・台湾出身者の一部（大東亜戦争敗戦前から日本本土に居住してゐた者および子や孫）に対して特別永住権が与へられてゐます。これは、外国人でありながら日本人に準ずる扱ひをするといふもので、敗戦前から日本人としての生活基盤を確立し、帰国より残留の道を選んだ人々に対する経過措置としては意味があつたにせよ、敗戦から既に七十余年が経過して日本人との結婚を通じて帰化した者も多く、将来にわたつて維持していくことは他の外国人との間に著しい不平等をもたらしかねません。

さらに、この特別永住制度を背景として、一部の自治体が在日韓国・朝鮮人に格が付与された後に離婚した場合は資格を無効とし、日本人と結婚する外国人は一定額を政府に供託する制度を設けます。この供託金は両者が離婚した場合や偽装結婚が露見した場合は没収されますが、永住資格が付与された暁には返還されるので安定的な婚姻関係を継続する限り不都合はありません。

永住資格のみならず、帰化制度にも多くの問題があります。現在の帰化制度では、五年以上日本に住み、これからも五年以上日本に住む意思があり、日本語で簡単な会話の出来る外国人は、申請さへすれば日本国籍を取得できます。その上、日本人と結婚してゐる場合は、それぞれ三年に緩和されてしまひます。加へて、一旦帰化してしまふと、帰化した時点の書類に虚偽の記載がない限り帰化は取り消されません。帰化後、どんなに犯罪をしようが働かずに生活保護を受けようが、反国家活動をしようが「日本人」として扱はれます。

**維新政党新風は、かうした安易な帰化を防ぐため、国籍法を改正して帰化申請**

不当な利益供与を行つてゐます。

例へば、在日韓国・朝鮮人の民族団体である朝鮮総連と韓国民団の施設は各地の法務局から「公民館」などの名目で固定資産税の減免措置を受けてゐますが、両施設は所屬する韓国朝鮮人しか使用しないのは明らかであり、公益性を有する建物とは言へません。そもそも、居留民組織の運営に関する費用は本国が負担すべきであり、日本政府が経済的利便を与へる必要はありません。さらに言へば、拉致犯罪を教へぬどころか金王朝を礼賛する朝鮮学校や、竹島を韓国領として反日教育を繰り広げる韓国学校に対する自治体からの公金支出は、日本国民に対する背信行為です。

加へて、特別永住資格を有する外国人らに対して、約八百もの地方自治体が毎月数万円の「福祉給付金」を年金代はりに支給してゐます。彼らは日本国民ではなく、日本の国民年金に加入する資格がなかつたので、それに対する補償として行はれてゐるのです。確かに、生存権の観点から福祉給付金が必要であるにせよ、

**に必要な在住年限を延長すると共に日本国に対する忠誠を義務づけ、さらには反国家的活動や犯罪などを行つた場合は国籍を剥奪するなど帰化制度を厳格化します。**

### 外国企業による企業買収を制限します

日産、三洋電機、そしてシャープ——長期間にわたる不況を背景として、外国企業による日本企業買収が進んでゐます。

さうした外国企業の狙ひは日本企業の技術力です。それに発展途上国の労働力が加はると、日本の同業他社製品と同等のものを遥かに安い価格で製造することが可能となります。その結果、同業他社も大きなダメージを受け、次なる買収のターゲットになるといふ悪循環をもたらします。それだけでなく、最先端の技術は民生用であつても軍事的に転用可能なものばかりであり、国防の観点から見ても望ましくありません。

よ、日本国民としての責務を果たして来なかつた在日韓国人の生活を保障する義務は日本政府ではなく韓国政府にあるはずで、日本国民が納めた税金から支出する謂はれはありません。

**維新政党新風は、日本国民に対する逆差別や外国人同士の不平等を是正すべく、生活保護給付や特別永住権の廃止など永住外国人に対する優遇制度を廃止し、全ての外国人を一律に処遇します。**

### 永住資格付与の審査を厳格化し、帰化に際しては日本国家への忠誠を義務づけます

現在、日本人と結婚した外国人には三年間で配偶者としての永住資格が与へられ、加へて離婚した後もそのままです。その上、この資格を得ると如何なる仕事に就くのも自由となります。この制度を悪用し、日本人と偽装結婚をして永住権を不正に取得する外国人も少なくありません。

かうした違法行為を防ぐため、永住資格が与へられた後、その間に配偶者としての永住資格が与へられ、加へて離婚した後もそのままです。その上、この資格を得ると如何なる仕事に就くのも自由となります。この制度を悪用し、日本人と偽装結婚をして永住権を不正に取得する外国人も少なくありません。

今後、経済のグローバル化が進む中で、国境を越えた企業買収も活発になるでしょうが、電気やガス、あるひは交通や通信など国家を支へる産業が外国企業の傘下に入ることは、国家の独立を脅かしかねません。アメリカにおいては、外国企業による企業買収の是非を政府が契約締結後に審査し、場合によつては買収契約の破棄を命ずることができるとの法律が定められてゐますが、我が国も同様の法律を制定すべきです。

**維新政党新風は、日本の国益を守る観点から、外国企業による企業買収を制限すべく、法制度を整備します。**

### 「脱法移民」の流入を許さず、日本国民の雇用を守ります

我が国は、これまで外国人を単純労働者として受入れないことを原則としてきましたが、現実には第三次産業を中心として外国人の単純労働者が増加してゐます。人手不足を理由とする向きもありますが、人手が足りなければ賃金を上げれば

ばよく、低賃金で働く外国人を雇用せねば経営が成り立たぬのであれば、その事業を畳めば良いだけです。にもかかはらず、人口減少による労働力減少を補ふためとして財界は外国人労働者の受け入れに前向きであり、その意向を受けて政府も様々な施策を展開してゐます。

第一に、技術研修制度です。これは外国人が日本の高度な技術を身に付け、母国の発展に寄与することを目的とするものですが、実際のところ外国人労働者を安い賃金で酷使する制度として機能してゐます。その多くは来日直前に現地の会社に雇用され、帰国しても大半が元の会社に戻りません。また、賃金の安さに耐へかねて、職場から逃亡して犯罪に走る事例も見られます。

第二に、留学生の大量受入れです。本来、留学とは自分の国では学べないことを学ぶためのものであつて、学び終はつたら帰国して成果を母国のために役立てることが期待されてゐます。にもかかはらず、現実には週に二十八時間以内といふ制限を無視してアルバイトなどに明け

地を購入することは国防の観点から非常に問題と言はざるを得ません。

また、土地の所有権は登記によつて確定されますが、土地の売買や相続に伴つて所有権が移転したにもかかわらず、その事実が登記されてゐない土地が少なくないさうです。結果として、遙か以前に死んだ人間の所有とされてゐる土地が少なくなく、震災復興に伴ふ土地収用を行ふ上で支障を来してゐます。

そもそも、土地は誰のものでせうか。もともとは誰のものでもなかつたはずで、奈良時代のやうに、国家が土地を所有し、国民それぞれに貸し与へる代りに収穫の一部を受け取る公地公民制が採用されてゐた時期さへあります。金品とは性質が異なるのです。

個人の財産権を尊重すべきことは言ふまでもありませんが、公益性の観点から土地の所有権は一定の制約を受けるべきと思はれます。とりわけ、安全保障に重大な影響を与へかねない場合には外国人の不動産取得を制限すべきです。

## 維新政党新風は、土地をはじめとする

暮れたあげく、帰国することなく我が国の企業に就職して定住する者や、窃盗・売春・不法就労などに走る者が後を絶ちません。かうした問題を知りつつも、大学は少子化による新入生減少を留学生によつて補はうとしてゐるのです。中には、学生の大半が留学生になつてしまつた大学もあります。このやうな大学に多額の私学助成金を注ぎ込むことに何の意味があるでせうか。その上、外国人留学生に対し、多いときでは年額約三〇〇億円以上もの返済する必要のない国費奨学金を給付してきました。我が国との友好関係に寄与するならまだしも、現実には反日政策を採り続ける支那や韓国からの留学生に大半が給付されてゐます。金をドブに捨ててゐるとしか云ひやうがありません。

第三に、「高度人材ポイント」制度です。これは外国人の能力をポイントに換算して受け入れの可否を判断するものですが、その基準は極めて杜撰なもので、その気になれば誰でも「高度人材」として日本の永住権を得ることが可能です。

**不動産の公益性を鑑み、外国人による取得を制限するなど不動産取引のルールを厳格化します。**

**自称「弱者・少数派」への  
批判を圧殺する  
ヘイトスピーチ規制法を  
廃止します**

人間は法の下に平等であり、あらゆる差別は否定されねばなりません。合理的な理由に基づく区別と混同してはなりません。にもかかはらず、我が国を含めて多くの先進国においては、「弱者・少数派に対する配慮」といふ美名の下、しばしば両者は混同され、合理性を欠いた優遇措置が設けられてゐます。その上、自称「弱者・少数派」が、さうした優遇措置を悪用してゐることは周知の通りです。

その上、かうした「特権」に胡坐をかいた「弱者・少数派」への批判は「ヘイトスピーチ」としてタブー化されてをり、結果として多数派たる一般国民の権利が

第四に、「国家戦略特区」における就労資格付与の条件緩和です。一部の特区において外国人の家事代行業（メイドなど）の就労資格を認める方針が示されてゐますが、これが「蟻の一穴」となつて全国に拡大する可能性もあります。さらに問題とすべきは、これらの施策が国民の与り知らぬところで進められてゐる点です。

**維新政党新風は、日本人の雇用を守る観点から、外国人の就労を厳しく制限すると共に、外国人の雇用者に対しては外国人の雇用数に応じて課税します。**

**外国人による取得を制限するなど  
不動産取引に規制を設けます**

昨今、外国人が都心の高級マンションのみならず山林や水源地など日本各地の不動産を買ひ漁つてゐます。自由な経済活動と言つてしまへば終はりですが、土地を始めとする不動産は国民生活の基盤である上に、我が国に悪意を有する外国人が自衛隊基地近くや国境離島などの土

侵害されるに至つてゐます。

**維新政党新風は、これまで日本社会を支へてきた一般国民の権利を守るため、  
自称「弱者・少数派」による権利の濫用を許さず、さうした行ひに対する批判の自由を守るべく、ヘイトスピーチ規制法を直ちに廃止します。**

# 既得権益を打ち砕き、 一般国民の意思に基づく政治を実現します

国家とは国民からなる政治的共同体です。国家の為すべきことは国民を保護することであり、だからこそ国民は国家を防衛する義務を負ひます。

しかしながら、実際はどうでせうか。国会議員は国民の代表とされますが、蓋を開けてみれば親子代々で受け継がれたり、各種団体の指定席となつたりといふ有様です。また、国家の公僕である国家公務員にしても、国家や国民全体の将来を考へるのではなく、自らの属する省庁の利益、ひいては自らの利益を追求する姿勢が見受けられます。

かうした構図は地方自治体においても同様です。議会は地域ポストと自治労や部落解放同盟などの馴れ合いの場と化したり、有権者から信任を得たとして首長が独断専行したりと、二重代表制が十分に機能していません。さ

## 抜本的な国会改革を目指します

立法機関である国会は、様々な問題を抱へてゐます。

第一に、仕事をせぬ議員が存在する点。任期中に一度も内閣や議会の要職に就かず、本会議で質問もせず、質問趣意書も提出せぬ議員が数十人単位で存在します。多様な民意を国政に反映するといふ観点から議員定数を過度に削減すべきではありませんが、国税から歳費を支出してゐる以上、議員に相応しい活動を行はねばならぬことは云ふまでもありません。

第二に、参議院が衆議院のカーボンコピーになつてゐるといふ点。参議院は戦前の貴族院に代はるものとして設置されました。任期は衆議院の四年に対して六年、解散もないといふことで、中長期的な視点から国家の方向性を論ずる役割が期待されました。当初は無所属議員も多く、党派対立に左右されない「良識の府」として機能しましたが、政党に所属する議員が増えるにつれ、衆議院と同様の審

らに、自治労は公務員の身分保障に胡坐をかいて政治運動と化してしまひました。このやうな情況の下、小手先の政治改革・地方分権を推進したところで問題の根本的解決にならぬどころか、地方の衰退は進む一方です。

**維新政党新風は、そのやうな「改革」を排し、利権と保身にまみれた戦後政治の在り方を根底より改め、国家百年の大計に基づく政治を確立します。**

議を繰り返す機関に成り下がつてしまひました。その上、衆議院と選挙の時期がずれるため、両院の多数派が一致せぬ「ねぐれ現象」が生じ、法案審議の長期化を招いてゐます。

第三に、選挙制度が複雑に過ぎる点。現在、衆議院では都道府県を細分化した小選挙区とブロック単位拘束名簿式比例区が、参議院は都道府県単位の選挙区と全国単位非拘束名簿式比例区が採用されてゐます。けれども、小選挙区は死票が多いといふ欠陥を有し、それを是正するために惜敗率といふ概念を導入した結果、小選挙区で落選した候補者が比例区で復活するといふ奇妙な事態が生じてゐます。その上、衆議院では小選挙区どうしの格差を是正するために区割りが何度も修正されたり、参議院では都道府県どうしの合区が行はれたり制度の維持に限界が来てゐます。

かうした問題を解決するためには、衆議院と参議院の機能を明確に分け、それに応じた選挙制度を定めることが必要です。具体的には、衆議院を国権の最高機

関と位置づけ、参議院の役割を大局的に地に立つた諮問・修正に限ることにより、「ねぐれ現象」の発生を防ぐことが必要です。その上で、多様な民意を反映するため衆議院の選挙制度を全国ないし都道府県単位の比例代表制に改めると共に、投票に際して国民が各政党の主張を十分かつ公平に知ることが出来るやう、ポスター・ハガキなどの製作費や事務所・車輛・演説会場などの賃貸料などを公費から支弁できるやうにすべきです。また、参議院については、各界から有識者を選任する間接選挙制の採用も視野に入れた抜本的な選挙制度改革を行います。

**維新政党新風は、国会を国民の選良が理性的な議論を行ふ場たらしめるべく、現在の二院制を維持しつつも選挙制度を抜本的に改めます。**

## 首相公選制に反対します

行政機関である内閣もまた、中枢を占める国務大臣のポストが国会議員の利権となるなど問題を抱へてゐます。国会に

おける多数派から内閣総理大臣が選出される議院内閣制を採用し、なほかつ國務大臣の過半数を国会議員から選出することとされてゐるため、有力国会議員を中心とする各派閥による駆け引きの中で内閣総理大臣が選出され、さうして選出された総理大臣が各派閥のバランスを考え、閣僚の人事を行ふことが常態化してゐます。その結果、長らく与党の国会議員を務めると識見とは関係なく國務大臣に就任できるといふ悪しき慣行が成立し、国家百年の大計に基づいて大胆な施策を打ち出すことは不可能に近い情況です。

総理大臣がリーダーシップを発揮し易くするため、国民の直接選挙により内閣総理大臣を選出すべきとの意見もありますが、かうした疑似大統領制の採用は知名度頼みの衆愚政治を助長するのみならず、君主たる天皇の權威を危ふくするものといはねばなりません。

**維新政党新風は、立憲君主の下における議員内閣制を堅持し、首相公選制に反対します。**

ます。さうした国民の多様な意見を議會で代弁し、国政に反映させるのが政党の役割です。このやうな性格を有するゆゑに国民の税金から政党交付金が支出されたり、政治献金に対する税法上の控除が認められてゐるにもかかわらず、政党の運営に関する法規は定められてゐません。その結果、国会議員たちが交付金目当てに新党の結成を繰り返したり、議席数を増やすため政治的識見に乏しいタレント候補が乱立したりといった節操なき政党運営が当たり前のやうに行はれてゐます。

かうした現状を改善するためには、結社の自由を侵さない範囲で政党の運営に関する政党法を整備すべきではないでせうか。具体的には、継続的な政党活動の前提として都道府県の半数以上に支部を常設すること、政治活動と個人の事業とを明確に区別するため個人に対する政治献金は禁止すること、政治的識見の少ない者の立候補を制限するため立候補に際しては一定期間にわたる政党活動を前提とすることなどが考へられます。

## 財政の健全化を図るとともに 国家公務員の綱紀を肅正します

内閣のもとに実務機関である各省庁が置かれ、そこで働く官僚は国家公務員として安定した地位が保証されてゐます。彼らは、試験こそ人事院により一元的に行はれますが、実際の採用は省庁ごとに行はれ、余程のことがない限りは免職とはならず、退職するまで一つの省庁の中でキャリアを重ねていくのです。その上、省庁の長たる國務大臣が人事権を行使できるのは国会議員から選任する副大臣や政務次官などに限られ、事務次官をはじめとする一般職公務員の人事に介入することは公務員の政治的中立を犯すものとして忌避されてきた結果、各省庁は外部の目が及ばぬ聖域となり、国家や国民の利益より自己の利益を重視する思ひ上がった「役人根性」の温床となつてゐます。その結果、不要不急の事業が行われ、国家財政を圧迫してきました。

予算の使ひ方を客観的に評価する仕組みづくりも大切ですが、国家公務員たる維新政党新風は、政党中心の議會政治を目指し、政党法を制定して政党の社会的責任を明確化します。

## 裁判員制度を廃止し、 裁判官罷免制度を 全面的に見直します

特定の刑事裁判の第一審に限り、有権者から選ばれた裁判員が審理に参加する裁判員制度が平成二十一年から始まりました。凶悪事件に対する量刑などに一般国民の良識を反映させることを目的としてゐますが、裁判員とされた国民には、生業を休んで裁判所に出頭させられ、関わりたくもない凶悪事件について議論した上に、その内容を他人に話すことも許されないとはいふ大きな負担が掛かります。そもそも、このやうな裁判に一般国民が関はらずともよいやうに裁判官が存在するのであり、その任務に裁判官は生活の安定を保障されてゐるのです。その観点で、裁判員制度は裁判官の職務放棄に繋がる制度と云へず、廃止するのが妥

人間の意識が変はらなければ問題の根本的解決は不可能です。現在、省庁どうし及び国と地方自治体の間、さらには官民の人事交流も進められてゐるものの、そのやうな交流は相互の癒着を生み出す可能性があります。また、幹部公務員の人事権を一元的に有する内閣人事局が設置された結果、国民の意志が幹部公務員の人事に反映し易くなりましたが、この制度を利用して政権与党が恣意的な人事を行ふ可能性もあります。迂遠かもしれませんが、公務員それぞれの国家に対する忠誠心・規範意識を徹底させることが必要です。

**維新政党新風は、事業の成果を客観的に評価すると共に、人事システムの改善と綱紀肅正に尽力します。**

## 政党法の制定し、 政党の社会的責任を明確化します

一口に日本国民と云つても、年齢や性別、さらには生活場所や貧富など千差万別です。当然のことながら利害も異なり当と思はれます。

そもそも、裁判に一般国民の良識を反映させるといふのであれば、刑事裁判だけでなく民事裁判も対象とすべきです。

昨今、最高裁判所は、非嫡出子の相続分を嫡出子の二分の一とする民法の規定を違憲としたり、児童公園を占拠し続ける京都朝鮮初級学校への抗議活動を行つた国民運動団体に多額の賠償を命じたりと、一般国民の良識と遊離した判決を何度も下してゐます。また、多数判決としての拘束力こそありませんが、外国人に対する参政権付与や夫婦別姓を合憲とする判決書を提出する裁判官も少なからず存在します。さらに、高等裁判所や地方裁判所では、靖国神社に参拝したり、玉串料を奉納することを違憲とする判決が下されてゐます。しかしながら、現状では、このやうな裁判官を罷免することができないのです。

現在、最高裁判所の裁判官を対象として国民審査が行はれてゐますが、実質的に就任した直後の一度しか機会がなく、判決など裁判官の資質に関する情報が不

十分である上に、不信任とする対象に「×」を付ける形式であるため、十分に機能してゐるとは言へません。そこで、衆議院の総選挙ごとに全員を対象とすることとした上で、信任とする対象に「○」を付ける形式に改めるとともに、判決に関する情報公開を進めたり、不信任運動の展開も可能とします。

また、全ての裁判官を対象とする弾劾裁判所が国会に設置されてをり、国民は裁判官訴追委員会に弾劾裁判の対象とするやう訴追請求できますが、その議事は非公開とされてをり、一般国民と隔絶されたところで訴追の可否が決められてゐる状況です。罷免を求め一定数以上の署名が集まつたならば、必ず弾劾裁判に訴追できるやう裁判官弾劾制度を改める必要があります。

**維新政党新風は、一般国民の良識と乖離した司法界の風潮を正すべく、国民に負担を押しつける裁判員制度を廃止し、裁判官の罷免に関する制度を全面的に見直します。**

民は自治体運営したいに對する興味を失ひ、地方選挙の投票率は低下傾向にあります。自治体運営に對する住民の関心を喚起すべく、住民投票を積極的に活用すべしとの声もありますが、自らの生活を支へることに忙殺されてゐる一般国民の代はりに、様々な制度を策定するのが首長や議員の役割であり、それゆゑに公費から報酬を支弁してゐるのですから、本末転倒の議論と言はざるを得ません。

**維新政党新風は、地方自治体の権限や財政基盤を強化するとともに、自治体を私物化してゐる諸集団の影響力を排除することにより地域の活性化を図り、東京一極集中を是正します。**

## 地方自治体を健全化し、東京一極集中を是正します

昨今、地方都市の衰退は止まるところを知りません。その上、幹線道路沿ひに広大な駐車場を有するショッピングモールが建ち、中心部の商店街は閑古鳥の鳴くシャッター通りと化してしまひました。その一方で、首都圏とりわけ東京都中心部は経済的に活況を呈し、新たな高層マンションの建設も行はれてゐます。

国土の均衡ある発展を目指す観点からすれば、かうした地方の衰退および東京への一極集中は望ましくありませんが、さうなつてしまふのは、以下に述べる通り、地方自治体が当事者としての権限や意識を欠いてゐるためです。

第一に、地域の実情に沿つて行政を進めやうにも権限の制約がある点。これに關連して複数の都道府県にまたがる道州を設置し、大幅に権限を委譲すべきといふ議論も存在しますが、都道府県との関係性が明確でない上に、道州の中心都市と周縁との格差を助長しかねません。ま

づは、現行の都道府県・市町村の枠を前提としつつ、特区などを活用して各自治体の裁量権を拡大することが先決でせう。

第二に、東京都など一部の自治体を除いて財政基盤が脆弱な点。これについては、市町村合併による財政規模の拡大および税源移譲などが進められてきたものの、人口が少なければ税収だけで自治体を維持することは困難です。市場経済の原理に任せればよいといふ考へもありますが、過疎地に敵性外国人が大挙して押し寄せたらどうなるでせうか。国防上の見地からして日本人コミュニティの維持は必須であり、それを促すため地方交付税制度など中央政府からの財政支援は必要です。ただ、その際には単なるバラマキ・垂れ流しにならぬやう使途を事後に監査することを条件とせねばなりません。

第三に、地方自治体が地域ポス・自治労・部落解放同盟などに牛耳られ、公正かつ効率的な行政運営が妨げられてゐる点。これら利権集団との關係を持たぬ住

# 消費税の増税を凍結し、 勤労努力が報はれる国民経済を確立します

我が国の経済は、バブル経済の崩壊より今日に至るまで停滞し続けております。歴代内閣は景気浮揚のために様々な施策を取つてきましたが、外国企業を含む大企業の活動を円滑にするための規制緩和やゼネコンに公金を投入するための公共事業などが中心で、個人消費を喚起する施策は後回しにされてきました。それどころか、消費税の増税を繰り返すことにより個人消費の拡大に水を差してゐるのが現状です。

今日の税制は、勤務先を通じて完全に把握された所得に対して課税されるサラリーマンと自分が申告した所得に対して納税する自営業者との間の不公平感など、様々な問題を抱へてゐます。その点、消費といふ誰もが行ふ活動に課税する消費税などの間接税は公正ですが、現在の消費税は輸出免税制度など問題点を抱へてゐる上に、増税に伴つて軽減税率が導入されると、その範囲を巡つて混乱の発生が予想されます。さうである以上、現時点で消費税の増税を行ふ必要はありません。

## 消費税の増税を凍結します

我が国の経済は、バブル景気の絶頂期であつた平成三(一九九二)年二月をピークとして長年にわたり停滞し続けております。停滞の要因は色々と考えられますが、最大の要因は日本の国内総生産(GDP)の約六割を占める個人消費の低迷です。

個人消費を活性化させるには可処分所得を増やすより他ありませんが、歴代内閣は消費税の増税を繰り返してきました。財務省の意を受けたマスメディアは「国の借金一千兆円突破」などと国債など公的債務の増大に対する危機感を煽り立て、消費税の増税やむなしといふ世論の醸成を図つてゐます。けれども、これら公的債務は全て円建てであり、債権者の約九割は日本国民ですから、謂はば身内どうしの借金です。外国通貨で外国から借金してゐるギリシヤや韓国などとは異なります。その上、我が国はアメリカをはじめ外国に多額の金を貸してゐる世界一の債権大国です。諸外国が債務を踏み倒すやうなことがない限り、すぐさま

それより先にタックス・ハイブンを利用した大企業及び富裕層の課税逃れの取り締まりなど、早急に解決すべき課題は少なくありません。中央政府および地方自治体の運営経費を捻出し、所得再分配を通じて貧富の差を調整するといふ税制の基本に立ち返つて、抜本的な税制改革を行ふ必要があります。

個人消費を喚起するためには、税制改革のみならず国内経済の活性化が不可欠です。経済のグローバル化といふ潮流に乗つて外国資本や外国人材に積極的に活用することも考えられますが、間接侵略の温床となる可能性もあり、基本的には日本人どうしの自助・共助で乗り切るより外にありません。そのためにも、生活保護政策や雇用制度改革などを行ふとともに、新たな雇用を生み出す分野への補助金投入を積極的に行ふ必要があります。

**維新政党新風は、真面目に働いた人が正しく報はれる国民経済の確立を目指し、税制改革や国内産業の活性化を通じた経済成長を目指します。**

我が国が破産することはありません。

さらに、今回の増税に際して、一部の商品に限り軽減税率が適用される模様です。軽減税率の対象となるか否かは業界にとつて死活問題であり、財務官僚への働き掛けが強まるのは自明の理と言はざるを得ません。その結果、財務官僚は業界団体などに天下り先を確保することが可能となります。

このやうに、消費税の増税は大企業や一部の官僚を除く大半の国民からすれば「百害あつて一利なし」と言はざるを得ません。

**維新政党新風は、個人消費を減退させ、中小企業を疲弊させる消費税の増税を凍結します。**

**タックス・ハイブンを利用した課税逃れを防止します**

大企業や富裕層は、タックス・ハイブン(租税回避地)に秘密のペーパーカンパニーをつくり、その口座を利用して脱税やマネーロンダリング(資金洗浄)な

どを行つてゐます。平成二十八年四月、さうしたペーパーカンパニーが保有する金融資産に関する情報が掲載された秘密文書(パナマ文書)の存在が明らかになりました。

同文書には、日本人資産家や日本企業の名前も少なからず記されてゐます。けれども、日本政府は、一般国民には消費増税など負担を強ひてゐるにもかかはらず、内容の真偽を調査したり、課税逃れの防止策を定めたりすることには消極的です。

これまで、タックス・ハイブンに隠された金融資産に課税するため、国際社会は様々な対策を実施してきましたが、殆ど効果は上がつてゐません。富裕層や大企業は、財団・信託・ペーパーカンパニーなどを自在に用ゐて巨額の金融資産を移動させ、ルールの網目を潜り抜けることにより課税を逃れてゐるのです。

今後の対策として、タックス・ハイブンとなつてゐる国に経済制裁を課したり、関係各国が税の仕組みや法人税率などを基本的に統一した上で国際的に課税

する国際機関を創設することなどが考へられてゐます。

いづれにせよ、グローバル企業や富裕層によるタックス・ヘイブンを利用した課税逃れの防止や調査については、今や我が国だけでは対応できません。現に、欧州委員会は、課税逃れ対策として欧州連合（EU）域内で事業を行う多国籍企業に納税情報などの開示を求める提言案をまとめてゐます。我が国も、これに倣つた取組みが必要でせう。

**維新政党新風は、世界各国と協力して大企業や富裕層による租税回避の防止に取り組みます。**

### 中小企業の税負担等を軽減し、 下請け企業の権利を守る 仕組みを構築します

国民が財やサービスを購入した際に支払つた消費税は事業者を通じて納付されますが、外国に輸出したものについては日本の法律が適用されないため、事業者は消費者から消費税を受け取ることが出

来ません。そこで、仕入れ先や下請け企業に支払つた消費税相当分を還付金として受け取ります。この還付金が仕入れ先や下請け企業に還流しさえすれば良いのですが、大企業は中小企業や下請けに対して単価を下げるべく圧力をかけるため、実際には下請けに払はなかつた消費

税分まで税務署から輸出還付を受け取つてゐます。結果的に、大企業は受け取つた輸出還付金を丸ごと受け取つてゐるのです。

当然のことながら、その皺寄せは中小企業に及びます。中小企業は消費税を製品価格に転嫁できないにもかかわらず納税額が発生するため、納税資金の確保に苦しんでゐます。その上、消費税は赤字であつても納税せねばならぬため、税金の滞納の中でも消費税の滞納は第一位を占めています。かうした問題を解決するため、平成二十五年に円滑な価格転嫁を促すための「消費税転嫁対策特別措置法」が成立したものの、その効果は疑問視されてゐます。

**維新政党新風は、中小企業に大きな負**

極的に支援していとで新たな雇用機会を創出し、産業構造くこの大転換を図る必要がありまます。  
**維新政党新風は、成長分野への積極的投資により産業構造の転換を図り、国内経済を活性化します。**

### デフレや円高を防ぐため、 日本銀行に対する 政府の監督を強めます

我が国は、財やサービスの価格が下落するデフレに長らく苦しんできました。財やサービスの価格が下がることじたいは良いにしても、それは当然ながら売上の減少、ひいては一人ひとりの収入減少に繋がります。また、デフレとは貨幣の価値が上昇することであり、為替取引の場面では円高といふ形を取りまます。円高により輸入品の円建て価格は上昇する一方、輸出品の円建て価格は下落するため輸出産業は大きな打撃を受けます。

かうしたデフレや円高を解消するためには、貨幣の供給量を増やすことにより

担を強ひる消費税率の引上げをやめると共に、大企業の圧力から下請け企業の権利を守る仕組みを構築します。

### 先端技術の開発を支援し、 国内経済を活性化します

経済のグローバル化を背景として、多くの企業が生産拠点を海外に移しました。海外に生産拠点を置くことにより、人件費を切り下げることが出来るだけでなく、旺盛な需要が見込める地域で生産することにより、円高がもたらす生産価格高騰を避けることができるからです。けれども、その結果として国内の生産拠点は閉鎖・縮小され、このまゝの産業構造では坐して死を待つばかりです。

けれども、我が国は人件費の高さに見合ふ高い技術力と細やかな対応力を今なほ蓄積してゐます。人口減少を補ふロボット開発、高齢化社会に対応した医薬品開発、石油に代はる資源確保を目指すメタンハイドレード採掘、人類の起源探求に資する宇宙工学など、成長分野を積

貨幣の価値を下げる必要があります。とは云へ、「日本銀行券」といふ紙幣を発行してゐる日本銀行は政府の機関ではなく独立した株式会社です。紙切れに過ぎない「日本銀行券」が紙幣として流通するのは日本国民の代表である日本国政府が後盾となつてゐるからであるにもかかはらず、日本銀行は政府の意向を無視しても良いのです。その上、日本国政府は日本銀行の総裁を任命することは出来ても、任期途中で解任することは出来ません。これは実に奇妙なことであり、政府判断による任期途中で解任を認めるか「日本銀行券」に加へて政府独自の判断による「政府紙幣」発行を認めるか、何らかの形で日本銀行に対する監督を強化することが必要です。

**維新政党新風は、日本銀行の無策に因るデフレや円高を防ぐため、日本銀行に対する政府の監督を強めるべく制度を整備します。**



# 国民の自覚を促し、意欲を引き出す社会の実現を目指します

外国からの移民に頼らず社会を運営するためには、一人ひとりの日本人が責任感を持つて社会に貢献することが大切です。その一方、社会は個人の意欲を引き出す努力をせねばならず、非正規労働者として飼ひ殺されたり、農家の親族でなければ農業を行へないといった不公正を放置しておくことは出来ません。

また、逆に、働く能力があるにもかかわらず生活保護を受け取らうとしたり、自分たちの勝手な都合で罪もない胎児を殺したり、パチンコに時間を空費したりといった社会に寄生する無責任な行為を野放しにしてはなりません。況んや、違法薬物で憂さを晴らすなど論外です。

とは言へ、人間は一人で生きていくことは出来ません。

基本的には、家族を単位として生きてゐます。にもかかわらず、現在の民法では家族の役割が極めて軽視されてゐます。

**維新政党新風は、日本国民の一人ひとりが安心して暮らせるやう、国民の自覚を促し、意欲を引き出す社会の実現を目指します。**

## 各世代が助け合ふ 家族の再生を後押しします

人間は無から生まれることはできません。必ず父母があり、その父母の父母があり、さらに遡つて多くの祖先が存在したからこそ、この世に生を受けたのです。男女が愛し合つて子をなし、その子が成長して相応しい伴侶を得て子をなす——人間は、このやうにして生命を繋いできました。それを支へてきたのは云ふまでもなく家族であり、社会の基本単位として尊重されなければなりません。

家族とは血縁を基盤とする共同体です。祖先から財産のみならず「氏(姓)」によつて象徴される家風を受け継ぎ、それを子孫に伝えていくことが求められます。その観点から、夫婦別氏(姓)を容認することはできません。結婚に伴ふ氏の変更が引き起こす不利益については、通称使用の拡大によつて対処可能です。

また、家族を経済的に維持すべく、年老いた第一世代の介護や次代を担ふ第三

世代の育児など各世代の相互扶助を促進する必要がありますが、そのためには介護および育児に携はる第二世代の負担を軽減することに重点が置かれるべきです。第三世代の教育費を第一世代が支出し易くすることを目指した諸々の税制改革は評価できますが、さうした小手先の対策ではなく、敗戦後に廃止された「戸主」および「隠居」など家督相続に関する制度を一部復活し、老親の介護および祖先の祭祀を担ふことを条件として現役世代に資産移転を促す制度を整備することで三世代の統合を図り、核家族化に伴ふ世代間の断絶を是正する必要があります。なほ、ここでいふ「戸主」は「家族」の維持・発展に力を尽くす経営者の存在ですから、必ずしも男性である必要はなく、況や長男である必要もありません。

家族を安定的に維持するためには子の父母たる男女の関係を安定させる必要もあるでせう。昨今、多様な価値観を尊重するとして、非嫡出子に嫡出子同様の相続権を認めたり、同性カップルに男女カップルと同様の法的保証を与へやうと

したりといふ動きも見られますが、これは男女による法律婚の意義を軽んじ、嫡出子の権利を侵害するものであり、容認することはできません。

**維新政党新風は、敗戦後に否定された家族制度の再評価を通じて、各世代が助け合ふ家族の再生を後押しします。**

## 子を産み育てるといふ 女性の特性を尊重し、 経済的理由による 人工妊娠中絶を禁止します

機械化の進展と女子教育の充実に伴ひ、男性でなければ従事できない労働はほとんど無くなつた結果、女性の社会進出が進みました。女性が男性の所得に依存する必要性が薄れ、わざわざ結婚して家族を形成することに意義を感じなくなつた以上、自然の流れに任せる限り少子化は進展します。とは云つても、次代を担ふ子を産み育てることは女性にしかできぬ以上、不妊治療に対する助成の強化・出産奨励金の支出・育児休業制度の拡充・

三世代同居の促進・保育所の増設など女性が子を産み育て易くする環境を整備していくことが大切です。

また、少子化と関連して無視できないのが墮胎の問題です。厚生労働省の報告によれば、毎年二十万件前後の人工妊娠中絶手術が行はれておます。性犯罪などに巻き込まれて望まぬ妊娠をした場合や妊娠を継続することが母体に多大な悪影響を与へる場合などの事情に基づくものもありますが、多くは経済的理由によるものです。妊婦は自らの子を産むか産まないかの権利を有してゐるとの議論もあります。胎児といへども人間である以上、墮胎は殺人であり、真に己むを得ぬ事情がない限り行ふべきではありません。加へて、これらの胎児が無事に生誕したならば、人口減少に歯止めが掛かり、外国からの移民に頼らずとも経済力を維持することが可能となります。

たゞ、経済的理由による墮胎をする場合、子が無事に出生したとしても経済的に恵まれず、ひいては児童虐待の被害者となる可能性が高いといふ問題があります。とも働けない者を除き、生活は自力ないし家族どうしの助け合ひによつて維持すべきものとされ、身寄りが居らないなど特別な場合に限つて社会的な保護を受けておました。

現在の生活保護制度も同様の原則に立つてゐる筈ですが、様々な問題を抱へておます。第一に、一ヶ月あたりの支給額が最低賃金で働いて得られる額より高いこと。これでは、真面目に働くのが馬鹿らしくなつてしまひます。第二に、働くことができるにもかかわらず働かない人々による不正受給が後を絶たないこと。それどころか、受け取つた生活保護費でパチンコなどギャンブルに興ずる不届き者も少なくないのです。

今日、約二百万人に総額約三兆八千億円の生活保護費が支払はれておます。当然のことながら、その原資は私たち国民が納めた税金です。本当に困窮した人々を支援するためならともかく、怠け者や人でなしの尻拭ひをするためのものではありません。かうしたことが生ずるのは、生活保護費を現金で給付してゐるため

す。従来、そのやうな子は児童養護施設に収容されてきましたが、実親との関係を明記しない特別養子制度の普及を通じて社会の基本単位である家族の中で成長する機会を用意する必要があるでせう。

**維新政党新風は、子を産み育てるといふ女性の特性を尊重すると共に、親の利己心による墮胎や虐待を防ぐため、出産や育児に関する制度の充実を図ります。**

### 非正規労働者の 就労環境を改善します

昨今、契約社員や派遣社員など非正規労働者が増えておます。本人が望んでゐるなら良いのですが、正社員としての働き口が見つからず仕方なく非正規労働者として働いてゐる人も少なくありません。その上、雇用形態こそ違つても労働内容は正社員と同一、もしくは正社員より過酷な業務を押し付けられてゐる場合もあります。にもかかわらず、給与や福利厚生において大きな格差が存在し、業績が悪化した場合には真つ先に雇用が打

す。現金で給付した以上、その用途を監督することは困難であり、当事者のモラルに期待するよりほかありませんが、それは現状を見る限り不可能です。使途が記録できるプリペイドカードにするか、さもなければ現物支給にすることも視野に入れるべきでせう。

**維新政党新風は、「働かざる者食ふべからず」の精神に則り、現行の生活保護制度を抜本的に見直します。**

### 食糧自給率の向上を図るべく、 農業に関する規制を緩和します

我が国の食糧自給率は、カロリーベースにして約四割弱、生産額ベースにしても六割強に過ぎず、食糧の多くを輸入に頼つてゐます。特に小麦や大豆などの自給率は約一割に過ぎません。もし、輸出国の天候不順や敵性国家の海上封鎖などにより食糧の輸入が途絶したら、どうなつてしまふでせうか。小麦から作られるパンやうどん、大豆から作られる豆腐や味噌が食べられなくなるだけでなく、小

ち切られることすらあるのです。これでは、結婚して家庭を築くなど夢のまた夢でせう。

社員は企業のコマではありません。安定した雇用を保障するからこそ、社員は企業に忠誠を尽くし、業務に精励します。雇用形態の如何にかかわらず、同一の労働に対しては同一の賃金を保証するのが理想です。それが無理であるとしても、正社員登用制度の拡充など非正規労働者の就労環境の改善を図る必要があります。

**維新政党新風は、経済的に厳しい非正規労働者の就労環境の改善を図るべく、同一労働同一賃金制度の確立や正社員登用制度の拡充などに向けた法整備を推進します。**

### 不正の温床となつてゐる 生活保護制度を見直します

我が国では、古来から「他人に迷惑を掛けないこと」を理想としてきました。子供や老人、あるいは病人など働きたくな打撃を受けます。

このやうなことがないやうに、日頃から国内の生産力を高めておかねばなりません。我が国農業は大きな問題を抱へておます。

大東亜戦争後の農地改革において、地主の土地が小作農に安く払い下げられた結果、多くの自作農が生まれました。けれども、その経営基盤は脆弱であり、農家の次男以下は郷里を捨てて都会に出ることを余儀なくされ、郷里に残つた長男も農業のみでは生計が成り立たないため殆どが兼業農家となりました。それから七十年あまり、農村の人口減少は止まるどころを知らず、農業従事者の高齢化も進んでおます。その結果、二十八万ヘクタール（東京ドーム約六万個分）に及ぶ土地が耕作されぬまま放置されてゐるのです。

かうした状況を抜本的に改善するには、新規就農者の確保と農業の大規模化を進めるしかありません。にもかかわらず

ず、現行法では農家以外に農地を売却することが禁じられてゐます。これは固定資産税が低く抑へられてゐる農地を農業以外の目的で利用することを防ぐ規定ですが、この規定が結果として個人が農業経営に新規参入することを阻み、農業法人の全国的展開を阻害してゐるのです。

**維新政党新風は、食糧自給率の向上を図るべく、農業に対する意欲を削ぐ様々な規制を緩和します。**

### **パチンコ店の営業を禁止します**

我が国では、競馬などの公営競技を除いて、金品を賭けることは禁じられてゐます。にもかかわらず、パチンコ店においては出玉を換金する代りに特殊景品を受け取り、その特殊景品を近くの交換所で買い取つてもらふ形で現金化することが日常化してゐます。交換所が買い取つた特殊景品は問屋を経て再びパチンコ店に戻つてをり、これは「脱法賭博」と言はざるを得ません。

にしている現状を見過ごす訳にはいきません。

**維新政党新風は違法薬物の流入国からの人と物の流れを厳格に規制すると共に、購入者に対する罰則の強化や依存者に対する徹底した矯正により、薬物汚染を阻止します。**

人間が射幸心を有する以上、賭博行為じたいを全面的に禁止することは不可能です。公営競技のやうに収益を自治体に還元するのみであれば、個人の射幸心を満たしつつ公共の福祉を達成することも可能でせうが、全国で一萬店以上も存在するパチンコ店の経営者には在日朝鮮人も少なくなく、収益の一部が北朝鮮に還流し、非人道的な独裁体制の延命に一役買つてゐます。その上、パチンコ依存による貧困や幼児の置き去り死など社会問題を引き起こすとともに、パチンコ店周辺の生活環境が悪化するなど様々な問題を抱へてゐます。

**維新政党新風は、百害あって一利なしというべきパチンコ店の営業を禁止します。**

### **違法薬物に対する処罰を厳格化します**

違法薬物は人間の心身を蝕み、ひいては国家社会を混乱させます。戦後の混乱期に覚醒剤の氾濫と中毒者の蔓延による

社会秩序の崩壊を経験した我が国では、警察と厚生労働省麻薬取締局や税関などが一体となった厳しい薬物取締が行はれてきました。

しかしながら、それでも薬物犯罪の検挙人員は横ばいで、中毒者の高い再犯率と使用者の低年齢化が問題となつてゐます。かうした背景には我が国での違法薬物取引価格が世界で最も高価になつてゐる現状が要因として考へられます。我が国では欧州の十倍以上の価格で大麻が取引され、コカインなどに至つては原産国の二百倍ちかい値段で売買されてゐると言はれます。

そのため、世界中の違法薬物販売者の目は我が国に向いてゐます。警察庁発表の資料からも、日本国内ではイラン人などの麻薬密売組織が暗躍し、ナイジェリア・フィリピン・ブラジルに加へ、北朝鮮からも覚醒剤をはじめ大量の違法薬物が我が国に流入していることが明らかです。国際犯罪組織だけではなく、テロ国家までもが日本人を薬漬けにして資金源

# 我が国の伝統を守り、 青少年の生きる力を育成します

大正時代に駐日大使を務めたフランスの外交官ポー・クロードルは、「私がどうしても滅びてほしくない一つの民族があります。それは日本人です。あれほど古い文明をそのままに今に伝えてゐる民族はありません」といふ言葉を遺してゐます。けれども、大東亜戦争に敗れた日本人はGHQにより「古い文明」を捨てるやう強ひられ、若い世代は歴史や古典文学をはじめとする「古い文明」について殆ど知りません。その結果、日本国の独自性を象徴する元号ではなく西暦を用ゐることが一般的となり、祝日は単なる休日と化してしまひました。それだけならまだしも、個人主義や自由主義を過度に強調した結果、社会に拜金主義・利己主義が蔓延してゐます。

今日、義務教育の役割は大きいと云はざるを得ません。にもかかはらず、いじめや学級崩壊などにより学校もまた機能不全に陥つてゐます。共同体の一員としての基本的規範意識や礼儀作法を社会全体で共有し、自信を持つて次世代に伝えることが重要です。

社会が高度化した今日、専門教育に対する要求は高まつてゐますが、学生の多くは自らの将来と真正面から向き合つてゐません。その上、大学の側も自らの社会的役割を放棄し、公的補助に依存する不要不急の存在と化してしまつてゐます。本当に学びたい人が安心して専門教育を受けられるやう、大学をはじめとする高等教育への投入は急務です。

維新政党新風は、大東亜戦争敗戦後に失はれつゝある我が国の伝統を守り、次代を担ふ青少年が自分で自分の進路を切り拓けるやう生きる力を育成します。

## 公的文書における

### 元号表記を義務化すると共に、

### 祝祭日の正常化を目指します

我が国では、年代を数へるために長らく元号を用ゐてきました。元号は天皇によつて定められるもので、大東亜戦争敗戦後、法的根拠を失つた元号を廃止しようとする動きもありましたが、昭和五十四年に元号法が制定され、現在でも公的文書の多くは元号を用ゐるのが一般的です。

現在では、キリスト教に由来する西暦も様々な場面で使用されるやうになりました。改元に伴ふ不都合がなく、多くの外国でも通用する西暦は確かに便利ですが、元号は我が国が天皇を戴く独立国であることの証です。また、「大化改新」・「建武中興」・「明治維新」といつた呼称に見られる通り、元号は日本人の意識と分かち難く結びついてをり、少なくとも国家の公的文書においては元号表記を義務化すべきではないでせうか。

また、大東亜戦争敗戦後の占領政策に

において、皇室祭祀に基づく従来の祝日が廃止・改称されてしまひました。そのうち、神武天皇による建国を祝ふ「紀元節」は「建国記念の日」として復活しましたが、中興の祖たる明治天皇の御生誕日を祝ふ「明治節」は「文化の日」、新穀の収穫を祝ふ「新嘗祭」は「勤労感謝の日」などと本来の由緒から逸脱したままです。加へて、昨今は「ハッピーマンデー」制度により、何故その日が祝日であるのか分かりにくくなつてしまつたばかりか、月曜日に休日が集中した結果、学校の年間スケジュールが組み難くなつてしまひました。このやうな歪んだ祝日制度を見直し、日本の伝統を国民全体で顧みる祝日の意義を回復する必要があります。

**維新政党新風は、独立国家としての意識を高めるべく、日本古来の年代表記である元号の公的文書における使用を義務化し、単なる休日と化してしまつた祝日の正常化を目指します。**

## 公金の支出を受けてゐる

### 全ての教育機関における

### 国旗掲揚・国歌斉唱を

### 義務化します

「日の丸」が国旗として実質的に用ゐられ始めたのは江戸時代からです。太陽を想像化した「日の丸」は日本国の象徴に相応しく、明治政府も引き続き国旗として採用しました。また、「君が代」は古今和歌集に収録されてゐる和歌を原型とし、明治政府が現在の曲をつけて事実上の国歌となりました。

大東亜戦争敗戦直後の一時期、「日の丸」の掲揚および「君が代」の斉唱が禁止されたこともありましたが、それに代はる国旗・国歌は定められず、平成十一年に制定された国旗国歌法により、「日の丸」が国旗、「君が代」が国歌として漸く正式に定められました。

多くの日本人は、法制化以前から国旗「日の丸」を掲げ、国歌「君が代」を歌つてきました。小学校・中学校・高等学校における教育の方針を定めた学習指導

## 教育勅語の理念に基づく 道徳教育を推進します

要領でも、入学式や卒業式などにおいて国旗の掲揚と国歌の斉唱を勧奨してきましたが、日教組や全教により妨害されてきました。

法制化を受けて公立学校の国旗掲揚・国歌斉唱の実施率は向上してありますが、学習指導要領から逸脱しがちな私立学校においては実施しないところも少なくないやうです。また、学習指導要領の対象外である大学においては殆ど実施されていません。とは云へ、私立学校にせよ大学にせよ、国家から支援を受けてゐながら「思想・良心の自由」を盾に国家への敬意を示さない学校に公金を支出する意味はないと思はれます。

**維新政党新風は、国公立・私立を問はず、国費の支出を受ける全ての学校における国旗掲揚・国歌斉唱を義務化し、それらを実行しない学校に対する支援を打ち切ります。**

してゐますが、問題点も少なくありません。例へば、現在では「弁護士」・「弁当」・「安全弁」と同じ「弁」を使ひますが、本来は「辯護士」・「辨當」・「安全瓣」と表記します。「辯」は「述べる」、「辨」は「わかまへる」、「瓣」は「花びら」と全く意味の異なる文字であり、「かんむり」を意味する「弁」とは無関係であるにもかかわらず音が同じであるといふ理由で全て「弁」とされてしまひ、漢字の意味が不明瞭になつてしまひました。また、仮名遣ひについても「は」を「わ」、「へ」を「え」、「を」を「お」と読む場合があり、表音式で統一されてゐるわけではないのです。加へて、現行の漢字表記や仮名遣ひに馴れてしまつた現代日本人の多くは、平安時代の古典文学のみならず明治時代や大正時代の文語文さへ原文で読むことが難しくなつてしまひました。これでは、日本人の伝統的美意識に触れる機会を失ひかねず、漢字を廃止してハングル文字のみにした韓国や簡体字を採用した中共と同じと言はざるを得ません。

人間には、寒さを凌ぐ長い毛も、獲物を捕らへる鋭い牙もありません。身体能力に優れてゐると言へぬ人間が絶滅することなく今日に至つたのは、その類稀なる社会性の為せる業です。人間は共同生活を営み、分業することにより、一人では達成できない大きな成果を生み出してきました。

古くから天皇を中心とする共同体を形成してきた日本人は、明治維新後に近代国家を形成しましたが、その際に大きな役割を果たしたのが明治天皇から下された教育勅語です。ここでは、国民の守るべき道徳として、「父母に孝行すること」「兄弟姉妹は助け合ふこと」「夫婦は仲良くすること」「友人どうし信じ合ふこと」「礼儀正しくすること」「無駄遣ひしないこと」「博愛の心を以て他者に接すること」「学問や技術を習得すること」「道徳的で器量の大きな人間になること」「世の中のために働くこと」「憲法や法律を

手書きの時代であれば、効率性の観点から漢字の制限や簡略化も必要でせうが、IT機器の使用が日常化した現在、「書く」面での問題はなくなつたと思はれます。「表現の自由」の観点に立てば、如何なる漢字を用ゐるかは読み手に合はせて書き手が主体的に判断すれば良いのであつて、政府が制約すべきではありません。学校教育においても、教育漢字といふ不合理な漢字制限を止め、難読漢字には振り仮名を振るなど漢字に触れる機会を増やすべきと考へます。

一方、仮名遣ひについては、当分は現行の仮名遣ひも可としますが、小学校から古典教育などを通じて歴史的仮名遣ひの普及を図り、将来的には公文書における歴史的仮名遣ひの使用を義務化すべきと考へます（なほ、以上の主張を実践する一環として、この政策公約集は現行の一般的な漢字と歴史的仮名遣ひで書かれてゐます。読み難いと思はれる方も居られるでせうが、御理解下さいませうしく御願ひ申し上げます）。

**維新政党新風は、日本語の豊かな伝統**

守るべきこと」「国家の危機にあつては戦ふこと」などを挙げてゐます。大東亜戦争敗戦後、国会は教育勅語の失効を決議しましたが、これらの何が間違つてゐるといふのでせうか。平成三十年から道徳は教科となりますが、その根本たる規範は教育勅語以外にありません。

**維新政党新風は、教育勅語に対する不当な扱ひを改め、その理念に基づく新しい教育基本法を制定して道徳教育を推進します。**

## 著しく簡素化された 国語表記の一部を旧に復し、 古典教育を充実します

私たちが用ゐてゐる日本語は、大東亜戦争敗戦後に大きく変はりました。習得や使用における効率性の観点から、公文書や新聞などで用ゐる漢字は制限されたばかりか字体まで簡略化され、仮名遣ひも原則として表音式に改められたのです。

現在、この漢字表記や仮名遣ひは定着を重視する観点から、古典教育を充実させるとともに、仮名遣ひなど敗戦後に著しく簡素化された国語表記を旧に復します。

## 義務教育における 歴史教科書を国定とします

現在、小学校・中学校・高等学校および特別支援学校の教科書は文部科学省による検定を受けたものが使用されてゐます。これは、一定の検定基準を満たす限り、教科書の内容は制約しないといふもので、学問や教育の自由を守ると同時に、出版社や執筆者が競ひ合ふことによる教育効果向上を狙ひとしてをり、一定の成果を上げてきました。

その一方で、一部の歴史教科書においては近現代史に関して我が国を貶める記述が横行してゐます。学問は眞実・眞理を探究するものですが、個々の史実を正しく理解するためには長期的かつ広域的な視野を持つことが必要であり、専門家による慎重な研究を経て確定すべきで

す。海外との交流が活発になった明治維新以降の歴史を記述するにあたって、我が国に不利であるからといって史実を隠蔽してはなりません。他国の主張を鵜呑みにして先人の名誉を傷つけることは断じて許されません。近年の教科書正常化運動により減つてきたものの、「教育の自由」といふ美名を悪用した自虐的な記述は未だに残つております。

現在、義務教育である小学校・中学校の教科書は無償で配布されております。といふことは、国民の税金で自虐史観に基づく教科書が配布されてゐるといふことです。さうしたことのないやう、義務教育における歴史教科書は国定とし、高校入試も国定教科書に準拠した内容とすることを義務付けるべきではないでせうか。もちろん、これは高校や大学における「学問の自由」を制約するものではありません。これら高等教育機関においては、学生が自らの意思によつて自費で教科書を購入しますから次元の異なる話です。

### 維新政党新風は、義務教育における自

機能強化が実現すれば問題の多くは解消するでせうが、それでも学校の方針や教師の指導に従はぬ児童・生徒に対しては懲戒権を強化するよりほかありません。現行の学校教育法では懲戒の手段として体罰は禁止されておりますが、口で言つて聞かせても分からないのであれば体の痛みを以て分からせるより外にありません。指導要録記載の義務付け、負傷した場合の補償など条件を整備した上ですが、解禁することも必要でせう。

### 維新政党新風は、教員の指導力向上の観点から、教員任用の仕組みを抜本的に改めるとともに、教員による体罰を含めた懲戒権の強化を推進します。

### 土曜日授業を復活するなど、子供たちの学力向上を図ります

平成十四年度から、公立の小中学校などにおける土曜日授業が廃止されました。当初から授業時間数の減少に伴つて児童・生徒の学力低下が心配され、また土曜日仕事も休めない保護者への対応

歴史観の横行を予防すべく、歴史教科書を国定とします。

### 教員任用の仕組みを抜本的に改めるとともに、体罰を合法化します

昨今、いじめや学級崩壊など学校の機能不全が問題となつておりますが、子供の無分別な行動を叱責し、矯正するのは教員の役割であり、基本的に責任は校長をはじめとする教員にあると言はねばなりません。平成二十一年から教員免許は期限付の更新制となり、不適格教員に対する研修も強化されておりますが、リベラル派の巣窟である大学の教員養成系学部で純粹培養された二十代前半の若者が卒業してすぐに教員として学校に採用され、世間を知らぬまま退職まで勤め上げるといふシステムを改めぬ限り、現在の学校に蔓延する事なかれ主義と隠蔽体質を打破することはできません。

具体的には大学の教員養成系学部を廃止して、一般学部卒業生を対象とする教

策も不十分なため、土曜日授業復活の声が高まつております。かうした保護者の声を受け、一部の自治体では裁量により土曜日授業が復活してゐます。

そもそも、土曜日授業が廃止されたのは教師の負担を軽減するためでした。けれども、実際には多くの教師が授業のない土曜日も出勤してゐます。と云ふのも、子供に知識を授け、人間としての範を垂れることよりも、学校運営に関する事務書類の作成や部活動の運営やなどといった職務に追はれてゐるためです。さうであるならば、部活動の運営を外部の専門家に委託したり、事務職員を増やしたりなどすれば良いのであつて、そもそも土曜日授業を止めるといふ選択じたい間違つてゐたのです。教員に「聖職」たらんと望むのであれば、教員が技能の向上や精神の修養に目を向けられるやう体制を整えるべきでせう。

維新政党新風は、子供たちの学力向上を図る観点から、土曜日授業を復活すると同時に、教員が教務や生徒指導に専念できるやう学校運営の合理化を目指しま

職大学院を創設します。そこでは教科指導や学級経営など教員としての技能を磨くだけでなく、民間企業における研修を行ふこととします。また、教員免許の取得に際しては、現状のやうに所定の単位を取得すれば大学から自動的に付与されるのではなく、司法試験と同様の全国統一試験に合格することを付与の条件とします。これにより、教職大学院卒業者以外にも教員免許取得の途を開くことが可能となります。

採用に関しては、現状通り都道府県や政令指定都市ごとに行ふこととします。採用後は枠を超えた人事交流や民間企業への出向を義務づけることが必要でせう。また、体育や音楽といった専門科目の指導を外部の専門家に任せたりするなど、学校の運営に教員以外の人間を関与させることにより、教員どうしの底心合ひ構造を打破すべきでせう。なほ、不適格教員に対しては研修などといふ温情を与へず、即時に解雇するといふ厳しい姿勢で臨むべきです。

かうした教員の資質向上、学校の教育

### 大学に対する公費支出を見直し、自助努力を促します

義務教育は小学校における六年、中学校における三年の計九年であり、それ以降の高等教育は希望する者のみとされてゐるにもかかわらず、現在では九割以上が高校に進学し、大学進学率も五割を超えてゐます。

これが向学心のなせる業であれば良いのですが、その多くは確固たる目的意識なく進学してゐるのが実情です。その結果、高校を卒業しても自らの進路を定められず、大学は専門教育機関としての体をなしてゐません。自らの社会的役割を自覚せぬまま大学を卒業するため、就職活動の方針を立てられずに失敗したり、たとへ就職しても数年間で退職する若者が少なくありません。そのため、日本人学生に見切りをつけて外国人学生の採用に力を入れる企業も増えております。

将来的には義務教育を含めた教育制度

## 不公平な奨学金制度を 抜本的に改めます

全般の見直しが必要でせうが、喫緊の課題は機能不全に陥つてゐる大学の改革です。そもそも、大学の意義とは何でせうか。教育を通じて個人の立身出世を助けるだけであるならば公費を支出する意義はありません。短期的利益に結びつくとは限らない基礎的・原理的研究の担ひ手を育成し、その生活を保障することが社会に役立つと考へられるからこそ国公立か私立かを問わず公費を支出してゐるのです。

現在、我が国には合はせて千二百あまりの大学と短期大学が存在し、そのうち約二百六十の国公立大学・短大はもちろん、残る私立大学・短大にも多額の公費がつき込まれてゐます。私立大学・短大のうち約四分の一は定員割れであり、定員を充足してゐた場合でも留学生で水増ししてゐる大学・短大も少なくないのです。はつきり云つて、このやうな大学には社会的必要性はありません。

**維新政党新風は、大学が有する本来の目的に基づいて公費支出の在り方を見直し、各大学に自助努力を促します。**

高等教育を受けるには高額の授業料が必要であり、親元から離れて暮らす場合は生活費も余計に掛かります。経済的に余裕があればよいのですが、ない場合はアルバイトなどしながら教育を受けねばなりません。けれども、アルバイトに追はれるあまり、勉学を疎かにしては本末転倒と言はざるを得ません。

さうしたことのないやう奨学金制度が存在してゐますが、我が国の奨学金制度は大きな問題を抱へてゐます。本来の趣旨から言へば奨学金は返済義務のない給付型とすべきであるにもかかわらず、我が国で最大の奨学金事業を運営してゐる日本学生支援機構の奨学金は返済義務がある貸与型であり、実質的には学資ローンです。一部の奨学金は教員などの職に就けば返済が免除されるものゝ、その対象となる者は僅かであり、進学を断念したり、卒業後に返済できなくなるといふケースも少なくありません。金を借りた

以上は返さねばならぬのは当然ですが、同じ日本学生支援機構の外国人留学生に対する奨学金は給付型であり、極めて不公平です。

学生の勉学意欲向上といふ観点からして全ての奨学金を給付型に改めることは困難でせうが、返済免除の対象を拡大したり、一か月当たりの返済額を下げるなどの対策が必要と思はれます。また、日本学生支援機構の外国人に対する給付型奨学金は極めて不公平な施策であり、速やかに廃止すべきです。

**維新政党新風は、日本人学生が安心して勉学に励めるやう、学資ローンと化した奨学金制度の改善を行ふとともに、日本学生支援機構の外国人留学生に対する不公平極まりない奨学金供与を廃止します。**